

1 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災対策の強化・推進

（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 南海トラフを震源とする連動型巨大地震を想定した法制整備や具体的な対策の策定を早急に行うこと。
- 2 南海トラフ巨大地震に関する被害想定の全体像や確定値の提示を早期に行うこと。
- 3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 今回の被害想定（第1次報告）では、全国の死者・行方不明者は、最大で、約32万3千人と前回想定の約13倍、津波浸水面積は約1,015km²で東日本大震災の約1.8倍と、東海から九州に至る広い地域で甚大な被害が示されました。
- 本県においては、建物倒壊による死者が約9,800人、津波による死者が約3万2千人など、合計で約4万3千人と、従来の県想定に比べ、約9倍となっています。
- 本県では、平成23年10月に、県独自の津波浸水予測を実施するとともに、最大クラスの揺れと津波への対策として「緊急地震対策行動計画」を策定し、市町と連携し、緊急かつ集中的に実施すべき取組を推し進めています。

《課題》

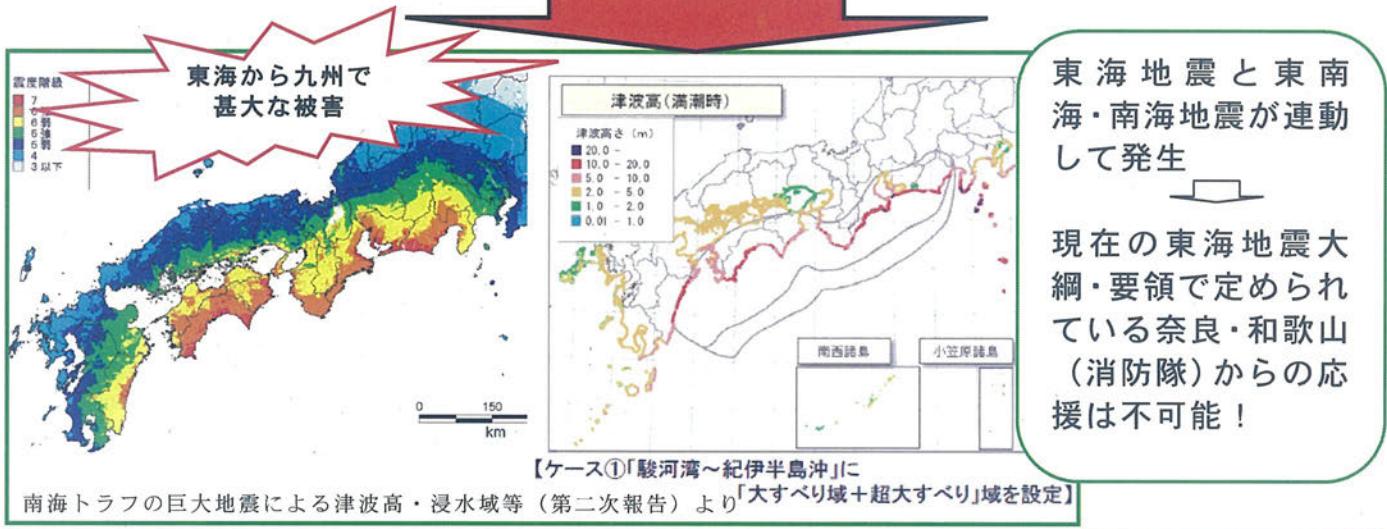
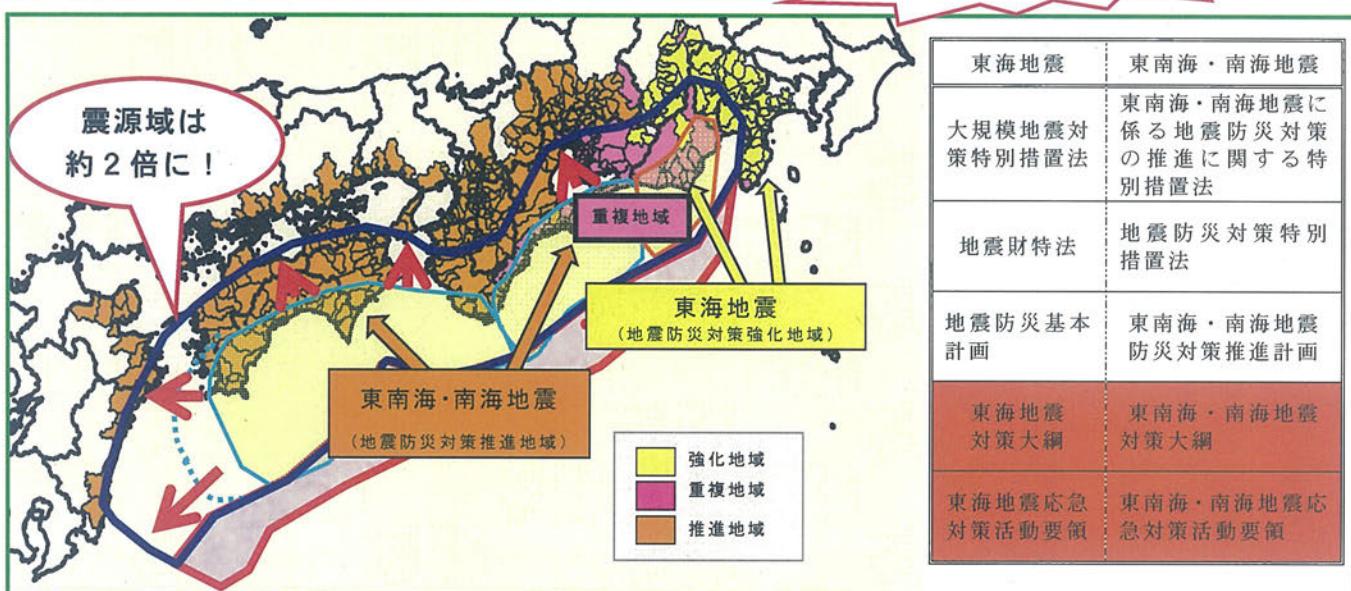
- ① 南海トラフ巨大地震の発生を視野に入れ、既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定や、それに基づく地震対策大綱、応急対策活動要領などの新たな体制が早急に必要です。
- ② 本県では、今後、「新たな被害想定」や、それに基づく防災・減災対策を推進する予定ですが、このためには、国の被害想定の全体像や震度等の確定値が早急に必要です。
- ③ 南海トラフ巨大地震が発生すると、三重県南部では早い場合、数分で津波が到達します。津波からの避難に資するために、地震・津波の早期観測体制の強化や、地震発生前の基礎研究、予知体制の充実・強化が必要です。

県担当課名 防災企画・地域支援課

関係法令等 大規模地震対策特別措置法 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

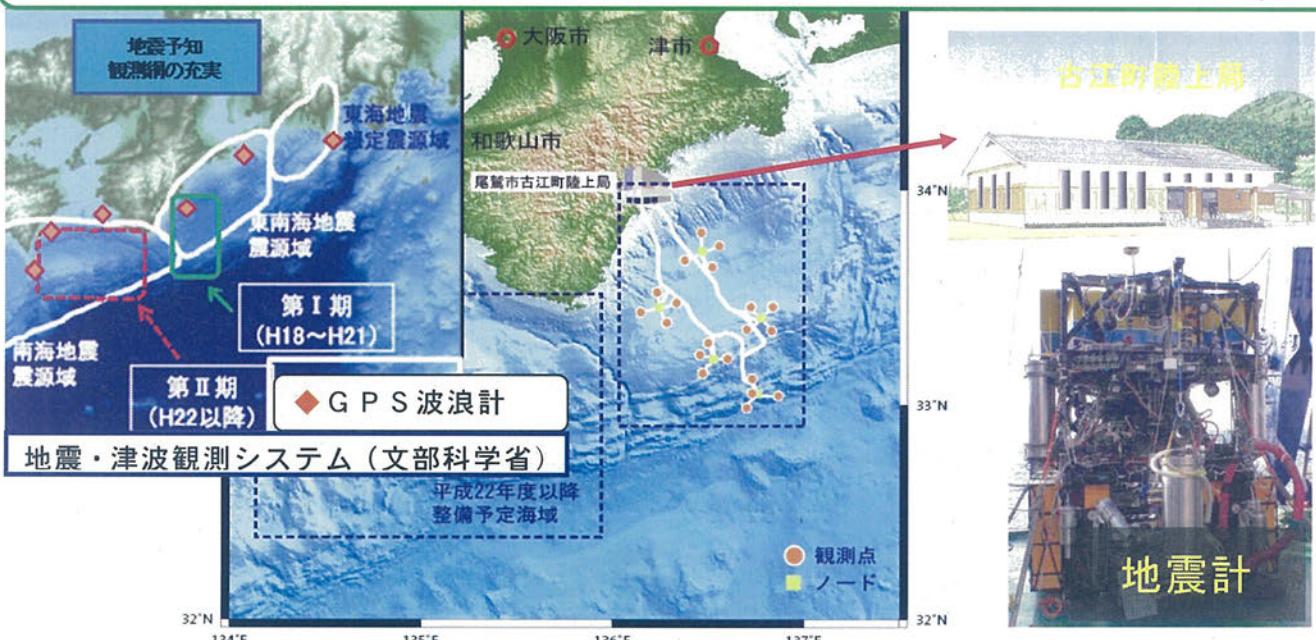
南海トラフ巨大地震に対する新たな体制を！

地震により法体制が別



1 既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定
2 地震対策大綱及び応急対策活動要領などの早期策定
が必要！！

3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立が必要！



2 南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた財政措置の拡充及び広域防災拠点等施設の整備に係る財政支援措置の創設

(内閣府、総務省)

【 提言・提案事項 】 制度・予算

- 1 南海トラフ巨大地震に備えるため、全国で緊急に実施する防災・減災事業について確実な財源を確保するとともに、巨大地震・津波への備えを進めるための防災関連予算の増額等の支援制度を拡充すること。
- 2 先の東日本大震災における緊急消防援助隊等の災害対応活動において明らかになった課題の解消に向け、地方自治体が進める広域防災拠点及び後方活動支援の拠点となる施設等の整備に対する財政的支援制度を創設すること。

【 現状と課題 】

《 現状 》

- 現行の緊急防災・減災事業は、防災拠点施設や住民の避難に関する施設の整備、津波浸水想定区域内の公共施設等の移転などの財源として活用されていますが、平成25年度以降の財源は確保されていません。
- 本県では、県独自の地域減災対策推進事業（予算額3.5億円）により、津波避難対策を中心市町の取組を支援していますが、今後の要望は、さらに増える見込みです。
- 市町では震災時の消防水利確保のために耐震性貯水槽の整備を進めていますが、耐震性貯水槽整備にかかる消防防災施設整備費補助金において、平成23年度、平成24年度の2ヵ年にわたり事業採択がありませんでした。
- 本県の広域防災拠点は「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、これまでに3地域（4ヶ所）の整備が完了し、平成24年度にはさらに1地域（1ヶ所）の整備が完了する予定であり、残るは北勢地域のみとなっています。

《 課題 》

- ① 防災・減災対策の推進にあたっては、庁舎の高台移転や社会基盤の整備など時間を要する事業も多く、地方自治体の負担も大きいことから、計画的な財政支援が必要となっています。
- ② 本県の市町では、特に緊急的に津波対策を進めることが必要で、地域の防災・減災への取組にブレーキをかけることにならないような国制度と連携した予算措置が必要です。
- ③ 東日本大震災の際も断水により消火栓が殆ど機能しなかったことから、耐震性貯水槽の整備は喫緊の課題となっており、整備を促進するため、市町への財政支援が必要となっています。
- ④ 東日本大震災や紀伊半島大水害を踏まえ、今後の広域防災拠点施設の整備にあたっては、県外からの物資や人的支援の受入口としての機能、および広域応援部隊の後方支援活動を補完する機能などを確保していく必要があります。

県担当課名 消防・保安課 災害対策課 防災企画・地域支援課

関係法令等 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律 東海地震応急対策活動要領

緊急防災・減災事業の現状

【全国の状況】

〈地方負担額（緊急防災・減災事業債）の執行見込〉

当初事業規模	H23～24実施	
	H23	H24
7,700億円規模程度 ・国庫補助裏：4,500億円程度 ・地方単独：3,200億円程度	7,877億円	3,882億円
		3,995億円

* H23は地方債発行予定額、H24は地方債計画額

地域で進む
緊急対策！

【三重県の状況】

〈25年度緊急防災・減災事業計画〉

(単独事業のみ・平成24年12月現在)

	H25
県事業	8.1億円
市町事業	76.1億円
計	84.2億円



●三重県における広域防災拠点のあり方について

■全県被災時における広域防災拠点の運用イメージ

(現在) 全国からの応援部隊・救援物資等



県外部隊の集結先や物資の輸送先、移動先等の調整をどこで行うのかが不明確



役割を階層化

(今後) 全国からの応援部隊・救援物資等

北勢拠点：全国または東日本方面からの進出

伊賀拠点：主に西日本方面からの進出

北勢拠点：全広域防災拠点を後方支援



伊賀拠点が後方支援



区域の市町での活動や支援を効率化・迅速化



市町



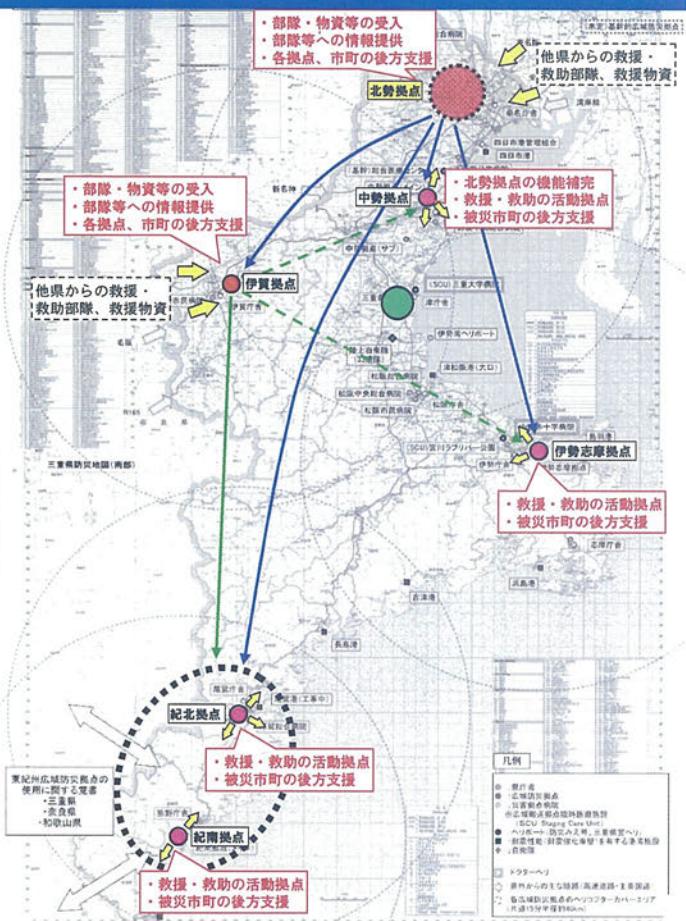
市町



市町



市町



3 紀伊半島大水害を踏まえた災害復旧・復興に係る国の法令等の改善

(内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。
- 2 野生獣の侵入防止柵について、農林水産業施設災害復旧事業の対象となる共同利用施設の所有者に、「被害防止対策協議会」を追加すること。
- 3 漁業用施設の災害復旧について、養殖施設と同様に定置網も激甚法に基づく災害復旧事業の対象にすること。
- 4 県が管理している国立公園施設について、災害復旧制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）」においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。
- 平成24年12月21日の政令改正により、災害復旧の共同利用施設に「鳥獣侵入防止施設」が追加されました。鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町、農業協同組合等を構成員として設置する「被害防止対策協議会」が所有する施設については、対象となっていません。
- 「激甚法」において、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網については対象とされていません。
- 自然公園等施設については災害復旧制度がなく、また平成17年度以降、国立公園内の整備事業について、国の補助金等の支援制度が廃止となりました。

《課題》

- ① 「激甚法」は独立採算を前提とした公営企業として運営される水道施設の災害復旧事業を対象としていませんが、道路等と同様に重要なライフラインであることから、今後、同法の対象とすることが必要です。
- ② 本県の野生獣の侵入防止柵は、そのほとんどが「被害防止対策協議会」で整備されたものであるため、災害復旧事業の対象となるよう制度改正が必要です。
- ③ 定置網を用いる定置漁業は、養殖業と同様に、漁場に漁具を常設して操業するため、津波や台風など大きな自然災害が発生した場合には、すぐに移動させることが困難であり、甚大な被害が生じます。
- ④ 突発的に発生する甚大な被害に対応するには、県が管理している国立公園施設に対する災害復旧制度による国の支援が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課 健康福祉部医療対策局地域医療推進課
農林水産部獣害対策課 水産資源課 みどり共生推進課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
自然公園法

■ 激甚法の対象事業について

激甚対象事業

- ・公共土木施設（道路・下水道・公園・河川）
- ・公立学校施設
- ・公営住宅
- ・農地、農業用施設等

激甚対象外事業

- 公営企業（独立採算のため）
- ・電気
- ・ガス
- ・工業用水道
- ・水道

重要なインフラなのに激甚災害でも特別の措置無し！

■ 紀伊半島大水害による野生獣の侵入防止柵の被害及び復旧状況

【市町数】6 【被害を受けた侵入防止柵の延長距離】12,055m

【災害復旧事業の対象事例】



農地の崩壊とともに倒壊した「侵入防止柵」

暫定法に基づく対象農地となり早期復旧

<根拠>
「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の第2条の定義に該当
→農地・農業用施設の一部としての位置付け
→農地と一体的に復旧

【災害復旧事業の非対象事例】



「侵入防止柵」だけが流失、倒壊した場合

政令改正により災害復旧の共同利用施設に「鳥獣侵入防止施設」が追加

①
市町やJA等が所有する施設は災害復旧事業の対象

×
「被害防止対策協議会」が所有する施設は災害復旧事業の対象となっていない。

早期復旧が困難

■ 被災状況

損壊した定置網 [南伊勢町宿浦]
(東日本大震災に伴う津波被害)



吉野熊野国立公園飛雪ノ滝野営場
(紀伊半島大水害)



4 災害に強い医療施設・社会福祉施設等の整備促進等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、平成25年度まで継続された医療施設耐震化臨時特例交付金の対象施設を二次救急医療機関にまで拡充すること。拡充しない場合は、医療施設耐震整備事業の補助対象基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金と同程度まで引き上げるなどの充実を行うこと。
- 2 社会福祉施設の耐震整備を進めるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を平成25年度以降も継続すること。
- 3 大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が安心して避難ができる「福祉避難所」の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に向けて、市町村への財政措置を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 医療施設については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、着実に整備が進んでいますが、平成28年3月末における災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況は、なお82.9%にとどまる見通しです。
- 平成22年4月1日現在における県内社会福祉施設の耐震化状況は、児童福祉関係78.2%、障がい福祉関係82.2%、高齢者福祉関係92.1%、その他75.4%となっています。
- 福祉避難所の開設は、市町の災害対策の中で最も重要なものの一つである「避難に関する事項」において位置づけられています（市町防災計画）。福祉避難所として指定あるいは協定を締結している施設のある県内の市町は、平成24年11月26日現在で19市町（65.5%）となっています。

《課題》

- ① 国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した医療施設の耐震整備は、平成25年度着工分まで延長されましたが、対象施設は災害拠点病院または救命救急センターのみとなり、二次救急医療機関は対象外となりました。二次救急医療機関は、災害時に災害拠点病院と連携して地域の医療を確保する役割を担っており、その耐震化を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ② 国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した社会福祉施設等の耐震整備は平成24年度着工分までとなりますが、多額の費用を必要とする耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ③ 市町が進める福祉避難所の開設には、対象施設のバリアフリー化の推進や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄などが必要となるため、これらを整備する十分な財政支援等が必要です。あわせて、障がい者や高齢者などの要援護者に対しては、災害時要援護者避難支援プランの策定などを通じて、災害時においてもきめ細かな配慮のある対応が行われることが重要であり、国においてはそれを支える財源措置が必要です。

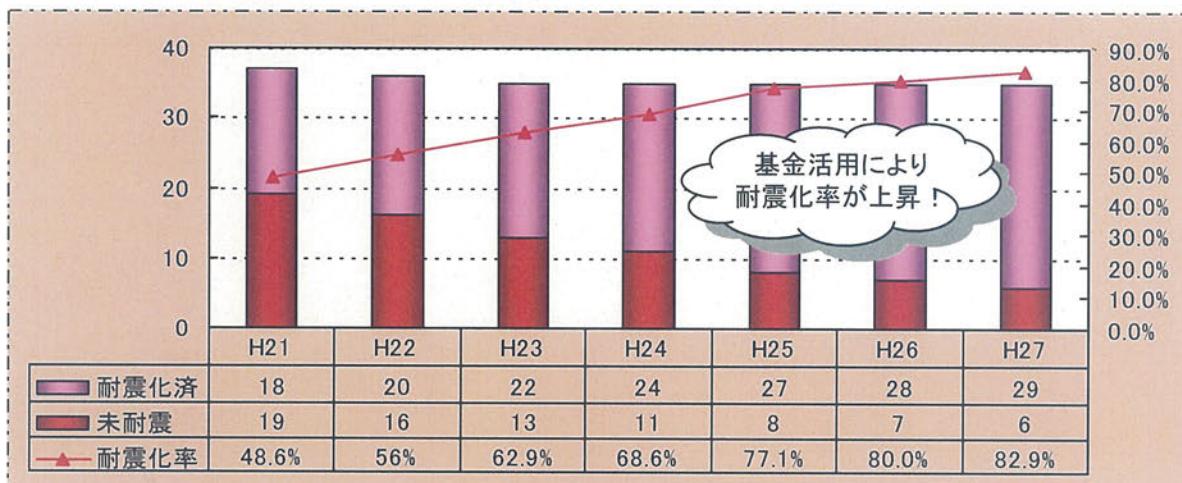
県担当課名 地域医療推進課 子育て支援課 障がい福祉課 健康福祉総務課

関係法令等 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領

医療提供体制施設整備交付金交付要綱

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

【資料1】一災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況一

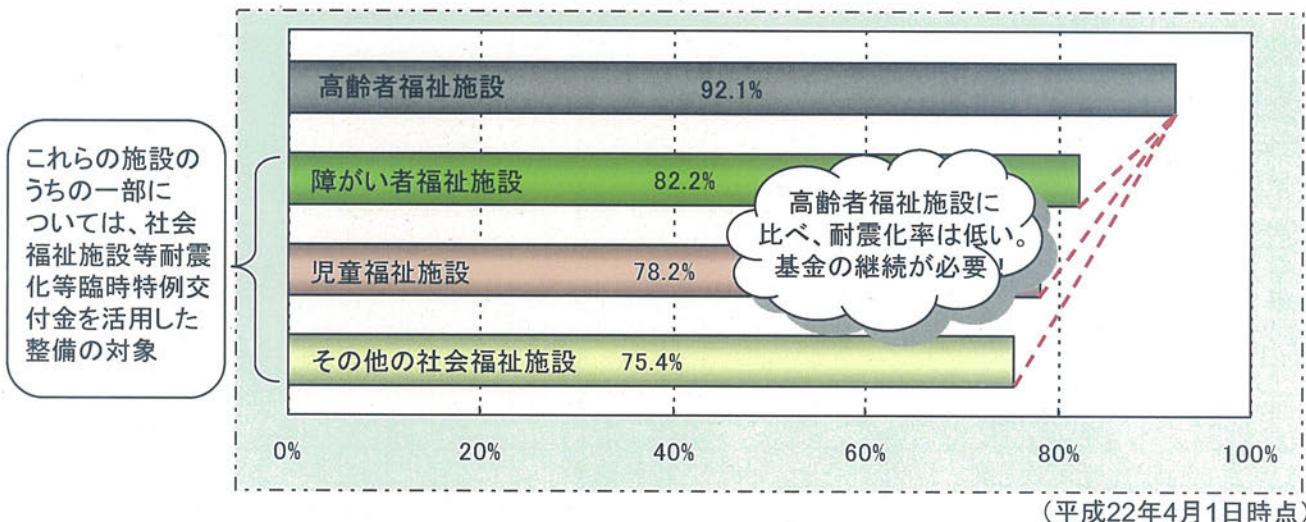


(平成24年4月1日時点(見込みを含む))

【資料2】一医療施設耐震整備事業と医療施設耐震化臨時特例交付金の補助対象基準額の比較一

補助事業名	補助基準額	補助対象経費	補助率
医療施設耐震整備事業	<input type="radio"/> 補強が必要と認められるもの 基準面積 32,700円×2,300m ²	<input type="radio"/> 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院 基準面積 155,000円×2,300m ²	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
医療施設耐震化臨時特例交付金事業	<input type="radio"/> 二次救急医療機関 基準面積 165,000円×8,635m ²	<input type="radio"/> 災害拠点病院、救命救急センター 基準面積 276,000円×8,635m ²	災害拠点病院等が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費

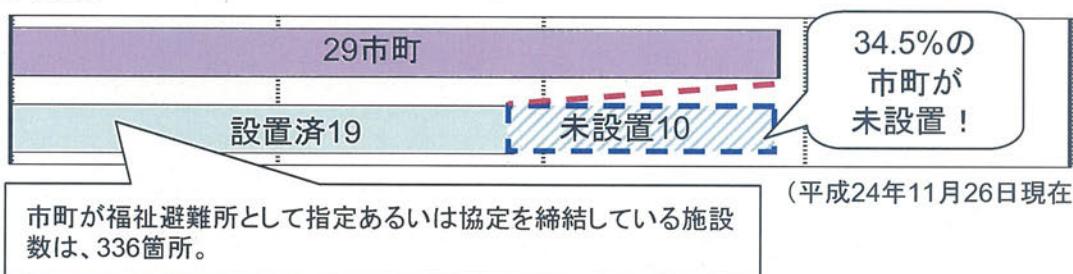
【資料3】一社会福祉施設の耐震化状況の比較一



(平成22年4月1日時点)

【資料4】一福祉避難所の設置状況（少なくとも一つ以上の福祉避難所がある市町の割合）一

(県内の状況)



(平成24年11月26日現在)

5 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 医師臨床研修制度における都道府県ごとの定員設定について、医師数の過不足の状況等を踏まえたものとするなどの制度の見直しを行うこと。
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置がなされるためのルールを設定すること。

【現状と課題】

《現状》

- 臨床研修医の募集定員については、現在、都道府県ごとに上限設定が設けられていますが、首都圏などの人口集中地域の自治体においても定員に達しているところはなく、地域偏在の解消に資するものとなっていません。
- また、専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定しており、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、国において新たな仕組みの導入が検討されています。
- 本県では、今後、県内で勤務を開始する修学資金貸与医師等が段階的に増加する見込みであり、平成24年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとに医師の定員を設けるなど、諸外国の制度等も参考に、国レベルでの大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。
- ② 今後、全国的に、修学資金貸与医師や地域枠卒業医師の増加が見込まれることから、医師臨床研修制度と専門医制度の早期かつ一体的な整備が必要です。

県担当課名 地域医療推進課

関係法令等 医師法

【資料 1】三重県内の医師数等の状況（平成 22 年末現在）

三重県内の医師数について

- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない(都道府県順位 37位)。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい(都道府県順位 病院44位、診療所22位)。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に41位、38位、46位となっている。

	総 数	病 院	診 療 所	内 科	外 科	小 児 科	産 婦 人 科	麻 醉 科
全国	219.0	141.3	77.7	78.2	18.3	12.4	9.6	6.0
三重県	190.1 37位	112.1 44位	77.9 22位	71.2 34位	15.3 41位	10.8 38位	8.6 36位	3.5 46位
北勢	160.6	90.5	70.1	60.8	13.1	8.3	7.7	2.9
津地域	323.0	228.2	94.8	104.6	28.7	23.1	12.2	6.6
伊賀	113.8	51.8	62.0	43.9	7.3	6.8	6.2	1.7
南勢 (伊勢志摩除く)	212.7	133.4	79.4	74.8	13.8	9.7	8.3	5.1
伊勢志摩	185.1	92.1	92.9	80.4	14.9	10.2	9.0	3.1
東紀州	148.3	65.3	82.9	81.7	12.6	6.3	7.5	0.0

※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成22年末))

※総数は、病院及び診療所医師の合計

【資料 2】病院等における必要医師数実態調査結果（平成 22 年 6 月 1 日現在）

	現員医師数 A	必要求人医師数 B	充足率 C=A/(A+B)	必要医師数 D	充足率 E=A/(A+D)
全国	167,063	18,288	90%	24,033	87%
三重県	1,982	※ 312	86%	※ 400	83%

※B は三重県における求人上の必要医師数。D は、県内の医療機関の長が必要と考える必要医師数。いずれも充足率は全国平均より低い。

【資料 3】諸外国の例

国 名	地域・診療科の選択、開業の自由度等
イギリス	● 病院勤務医は国家公務員 ● 一般家庭医の開業は、偏在を防ぐため、地方機関が目標を設定して調整
ドイツ	● 保険医(開業医)の開業を規制 ● 保険医需要計画に基づく、地域、診療科ごとの定員あり
フランス	● 研修医には、全国試験に基づく「地域・診療科枠」あり ● 開業医を、診療費の請求を協約料金に限定するものと、協約料金以上の請求ができるものに区分
アメリカ	● 専門医制度における資格の取得で診療科間の医師数を調整
日本	● 地域・診療科の選択や開業は自由

(出典:財務省資料(平成21年5月18日財政構造改革部会提出)より抜粋)

6 「みえライフイノベーション総合特区」推進における 財政的支援、規制の特例措置等の実現

(内閣府、財務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報データベースの構築及びみえライフイノベーション推進センター（以下、「MieLIP」という。）の整備に必要な補助金の優先配分を行うこと。さらに、平成25年度から事業に着手できるよう、財政支援に係る協議を早期に完了すること。
- 2 「みえライフイノベーション総合特区」において、製品の早期市場投入のための医療機器認証範囲の拡大など14項目の規制や税制の特例措置等を実現すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成24年7月25日に国の指定を受けた「みえライフイノベーション総合特区」について、同年9月から関係省庁との間で規制緩和に係る協議が始まっています。現在、財政支援に関する協議を行っています。
- この特区では、県内各病院の投薬や治療などの情報を統合した医療情報データベース（統合型医療情報データベース）を構築し、これを核に共同研究を進める MieLIP センタラルを三重大学内に、地域拠点を県内6ヶ所に設置して、県内の企業等の研究開発を支援することとしています。
- 統合型医療情報データベースを含む MieLIP の完全運用は平成28年度からを予定しており、整備には少なくとも3年を要します。

《課題》

- ① 予定どおり MieLIP の完全運用を行うためには、早期の事業着手が必要です。
- ② 財政支援に係る協議が遅れる場合は、核となる統合型医療情報データベースや MieLIP の整備に平成26年度まで着手できない恐れがあります。画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につなげるための研究開発等の取組着手時期も必然的に遅れることとなり、総合特区全体の計画に影響が生じます。
- ③ 財政支援において、現在協議している統合型医療情報データベースの構築は総務省の事業、MieLIP の設置・運営については経済産業省の事業の活用を検討しており、平成24年度内もしくは25年度早期の採択などが必要です。
- ④ 規制の特例措置は、2項目について協議が終了しましたが、厚生労働省8項目、国土交通省1項目、文部科学省及び厚生労働省共管1項目、財務省4項目について、早期の実現に向け協議を進めることができます。

県担当課名 薬務感染症対策課
関係法令等 総合特別区域法

みえライフイノベーション総合特区の概要



① MieLIP 鈴鹿（鈴鹿医療科学大学/白子）

- 医療機器や介護支援ロボット（ロボットスーツHAL等）や周辺機器等の研究開発
- 大学の研究機能を活用した医薬品や機能性食品の開発 等



② MieLIP 津（三重県工業研究所）

- 医療機器・福祉用具の製造企業の技術支援
- 機能性食品の開発
- 医薬品や化粧品等の開発 等



③ MieLIP 伊賀（三重大学伊賀研究拠点）

- 医薬品や医療機器等の共同研究・技術支援
- 栄養強化食品による病態別栄養療法（がん、糖尿病や腎疾患等）プログラムの開発 等



この先進的な医薬品や医療機器等の開発環境は、全世界に向けて提供することも可能です



MieLIPセントラルと6つの地域拠点が連携することによって、画期的な医薬品や医療機器等を創出します



④ MieLIP 多気（多気町役場）

MieLIPセントラル

- 自転車を活用した運動療法や観光資源を利用した運動療法の開発
- 歩数計・血圧計等のバイタルサインによる健康管理システムの開発 等



⑤ MieLIP 鳥羽（鳥羽市役所）

- 天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品等の開発
- 海藻（真珠の海七草、ワカメ・ヒジキ等）や海産物の研究開発 等



⑥ MieLIP 尾鷲（尾鷲市役所）

- 海洋深層水や尾鷲ヒノキ等を活用した化粧品や機能性食品の開発
- 高血圧や糖尿病等の臨床研究の推進
- 滞在型健康回復・健康増進プログラム開発 等



県内医療機関

医療情報の収集

⑦ MieLIP セントラル（三重大学）

- 医療情報データベースの活用や研究開発を支援、地域拠点の活動支援



統合型医療情報
データベース



研究開発
コーディネート

概要

県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報（健診、治療、投薬、検査、診断用画像、副作用情報、遺伝子情報等）を統合した「統合型医療情報データベース」を核に、研究開発コーディネート機能等を備えた「みえライフイノベーション推進センター（MieLIP、三重大学内に設置）」及び地域の特性を生かした産業創出を支援する6つのMieLIP地域拠点を設置し、県内で医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備します。

拠点の活用と規制緩和策などにより、画期的な医薬品や医療機器等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内企業・大学等の活性化や県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざします。

現在協議中の財政的支援措置

1. 総合型医療情報データベースの構築：総務省「ICT街づくり推進事業」
2. MieLIP設置及び運営：経済産業省「地域新成長産業創出促進事業費補助金」

今後協議予定の規制緩和措置等

- 厚生労働省：①未承認医薬品、医療機器の臨床研修（試験）データを当該承認申請の際に活用を認める特例
②治験の契約の簡素化等に係る特例
③医療用アプリケーションソフトウェアを単独で医療機器として認める特例
④医療機器の認証範囲の拡大
⑤独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の申請・相談手数料の減免
⑥医薬品、医療機器等の製造販売承認に係る優先審査の実施
⑦健康増進に資する機能性食品、健康器具等の効能効果の表示、広告を可能にする特例
⑧ロボット技術を用いた福祉用具（介護機器）の介護保険の給付対象とする特例
- 国土交通省：⑨企画旅行を取り扱う旅行業者（第二種及び第三種）の基準資産額及び営業保証金の減免
- 文部科学省・厚生労働省：⑩科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金における総合特区枠の創出
- 財務省：⑪法人税の特例（減免又は一定期間の免除）
⑫償却資産（機械、装置）に対する固定資産税免除の特例
⑬研究開発税制の特例（法人税額の税額控除限度額引き上げに係る現行の特例措置の継続）
⑭日本政策金融公庫による融資期間の延長等の特例

7 地域医療再生基金の追加・延長等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】制度・予算

平成21年度及び平成23年度に交付された地域医療再生基金を積み増すとともに、平成26年度以降も引き続き、各地域が独自に医療再生に関する施策を展開できるよう、国における財政支援を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 医師確保については、地域医療再生基金（以下、「再生基金」という。）を活用して、県内医療機関で一定期間勤務することを返還免除条件とする医師修学資金の貸与枠の拡大、医師派遣を伴う寄附講座の設置支援等、様々な取組を開催しており、その結果、今後県内で勤務する若手医師の増加が見込まれるなど、一定の効果を生みつつあります。
- 救急医療体制の整備については、再生基金を活用することにより、救急医療情報システムの更新、救命救急センターの整備やドクターヘリの運用などをはじめ、大変充実することができました。
- 地域医療体制の維持が困難な状況となっていることから、再生基金を活用し、病院の再編統合により、効率的な医療提供体制の再構築を進めています。

(参考) 地域医療再生計画の概要

平成21年度策定分

総額：5,000,000千円

主な取組：医師等修学資金の貸与、伊賀地域における病院の機能分担、紀勢地域における病院の再編統合、救急医療情報システムの再構築・運営、救命救急センターの設置・運営費用助成、ドクターヘリの導入・運航費用助成

平成23年度策定分

総額：5,979,552千円

主な取組：指導医・総合医等育成事業、桑名地域における病院の再編統合、こころと身体の発達支援拠点整備

《課題》

- ① 医師の不足、偏在の解消に向けて、重要な役割を担う医師修学資金貸与制度の運用や医師派遣を伴う寄附講座の設置支援等の事業について、平成26年度以降も継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ② これらの取組と、昨年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおける、医師確保と若手医師へのキャリア形成支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組とを連携させることにより、相乗効果を創出していくことが期待できます。
- ③ 地域医療再生計画に基づき設置・導入した救急医療情報システムや救命救急センター、ドクターヘリの継続的な運用をより円滑に行うためには、さらなる再生基金の追加が必要です。
- ④ 病院の再編統合については、関係機関との調整、地元住民の理解、基本構想、実施設計、病院建設など、新病院開院までに多くの時間が必要となっており、特に、平成23年度の再生基金については、国からの交付が遅れたこともあり、地域医療再生計画の期間内にすべての取組を完了することは困難な状況です。

県担当課名 地域医療推進課

関連法令等 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱 地域医療再生基金管理運営要領

地域医療再生計画の主な取組概要

(1) 医師確保対策

①医師修学資金の貸与枠の拡大

- 平成24年度の新規貸与枠は80名、平成24年末現在の貸与者累計は350名となっており、今後段階的に県内医療機関で勤務を開始する見込み

②専門研修資金貸与制度の運用

- 臨床研修医、専門研修医への研修資金貸与制度を平成23年度に創設し、平成24年末現在の貸与者累計はそれぞれ、31名、6名となっており、今後、県内医療機関で一定期間勤務する見込み

③市町や医療機関等が行う医師確保の取組への支援

- 市町や医療機関等が行う病院勤務医負担軽減や臨床研修病院の魅力向上、指導医の確保・育成、医師派遣を伴う寄附講座の設置等の取組への支援を実施

④総合医育成拠点整備

- 三重大学をはじめ県内5箇所の総合医育成拠点の整備と医療機関同士のネットワークの構築を支援

(2) 救急医療体制の整備

①全県的な取組

- 初期救急医療体制及び病院前救護体制の充実をはかるため、休日・夜間等の診療可能な医療機関を検索できる救急医療情報システムをより利便性の高いものに再構築
- 救命率の向上や後遺障害の軽減など、三次救急医療体制の整備・充実をはかるため、県全域をカバーするドクターヘリの導入
- しかしながら、再生基金終了後にこれらを維持していくための県の負担額が高額となる

②津地域の取組

- 遠隔診断システムを導入し、三重大学の専門医の支援を受けることで、一般救急及び小児救急の受入困難な状況を改善
- 今後さらなる患者の受入の促進に向け、救急車内から患者情報をリアルタイムに地域の病院や県内の救命救急センターに伝送し、より一層の受入促進をはかる取組を実施
- 救命救急センターを三重大学医学部附属病院に設置し、地域内の三次救急医療体制の充実とともに、地域内の初期、二次及び三次救急医療の機能分担を促進

③伊賀地域の取組

- 地域内3病院の病院機能を見直し、特色を生かした診療機能（例：名張市立病院では血管内治療等、上野総合市民病院では消化器疾患、がん等）ごとの機能分担や、三重大学救命救急センターとのネットワーク化により、診療情報の共有や診療支援など、サポート体制を強化し、地域内で完結できる医療体制の確保を推進
- 寄附講座の設置により、救急医療を担う医師を確保

(3) 病院の再編統合等

①紀勢地域

- 南勢志摩保健医療圏の紀勢地域（大台町、大紀町）では、厚生連大台厚生病院と町立報徳病院を再編統合し、救急医療体制の整備など診療提供体制の充実

②桑名地域

- 北勢保健医療圏の桑名地域では、独立行政法人桑名市民病院と医療法人山本総合病院を再編統合し、医師・看護師等医療従事者を集約化、急性期・高度医療を担う施設・設備整備を図り、地域の中核病院としての機能強化を図る

③小児医療機関

- 肢体不自由児医療と児童精神科医療の連携・協働による効果的な医療環境を提供するため、県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園をこころと身体の発達支援の拠点施設「こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備

8 在宅医療推進のための支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】制度・予算

医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供をめざす在宅医療連携拠点事業は、高齢化が進展する中で重要な事業であることから、平成25年度以降も継続すること。

【現状と課題】

《現状》

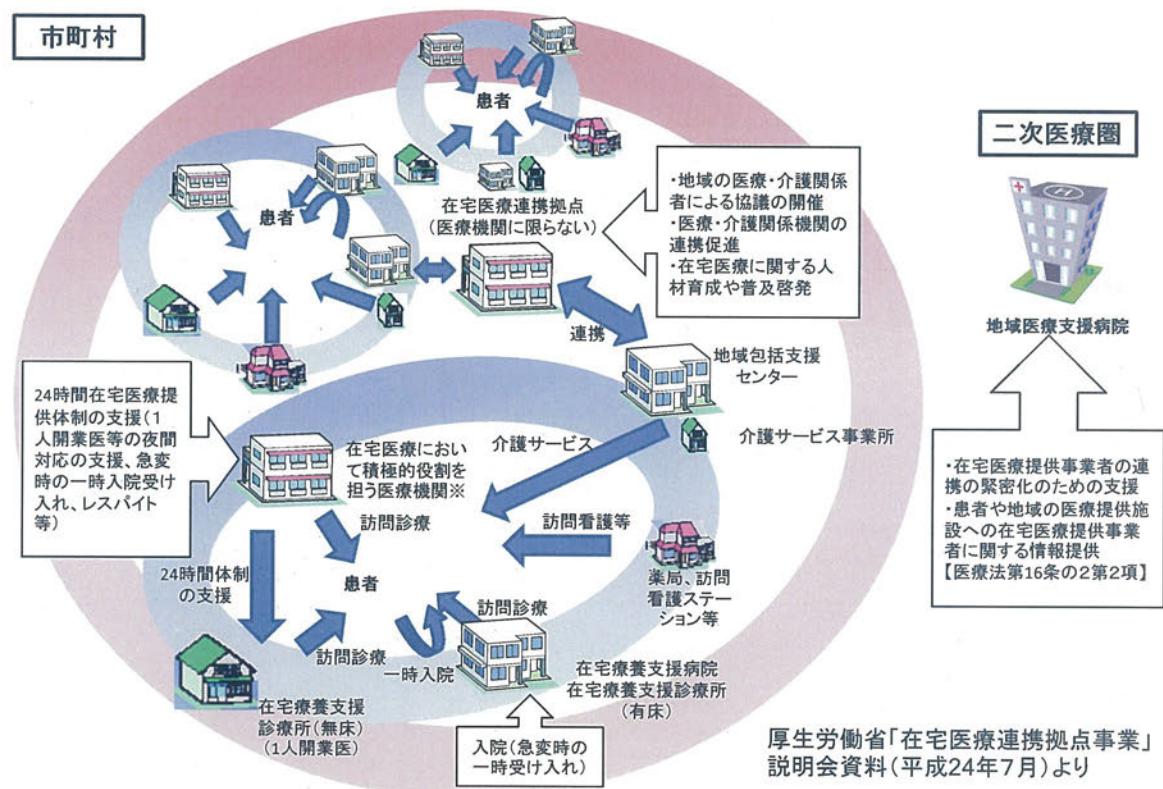
- 急速な高齢化が進展しており、死亡者数は、2040年にかけて今よりも約46万人増加する見込みです。(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(1月推計)」)
- 厚生労働省の終末期医療に関する調査(平成20年)によると国民の60%以上が自宅での療養を望んでいますが、本県の死亡者のうち死亡場所が在宅(自宅および老人ホーム)の割合は、17.6%となっています。
- 県内では、名張市在宅医療センターが平成24年度在宅医療連携拠点事業の採択を受け、先駆的な取組として関係機関のネットワークづくりやサポート体制の確立など、多職種連携体制の整備を進めています。
- このような中、本県の次期保健医療計画(第5次改訂:平成25年度~平成29年度)においては、国から新たに「在宅医療の体制構築に係る指針」が示されたことから、同計画に在宅医療に関する達成すべき目標等を盛り込み、在宅医療の提供体制を充実させていくこととしています。

《課題》

- ① 在宅医療を推進するには、関係する機関が連携し、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要です。しかしながら、これまで介護側から医療側に働きかけることはあっても、医療側から働きかけての連携の取組が十分に行われてきたとは言えない状況です。
- ② 在宅医療に必要な連携を担う拠点については、「在宅医療の体制構築に係る指針」の中で、標準的な規模の市町村の人口(7~10万人程度)に1か所程度設けることが望ましいとされています。在宅医療連携拠点事業は、平成24年11月に実施された内閣府の「新仕分け」において、「抜本的見直しを結論とする。」とされたところですが、本県における在宅医療を充実させていくためには、平成25年度も引き続き名張市を含め2、3の市において本事業にモデル的に取り組む必要があります。

県担当課名 医療企画課
関係法令等 医療法

【資料1】 在宅医療連携体制のイメージ図



【資料2】 三重県保健医療計画第5次改訂（中間案）における目標値

目標項目	目標項目の説明	目標値・現状値
死亡者のうち死亡場所が在宅の割合（自宅および老人ホームでの死亡）	在宅医療アンケート調査で在宅看取りを実施していると回答している病院で3人、一般診療所で2人、在宅療養支援診療所で4人をそれぞれ増加させ、22.2%にすることを目指します。	目標 22.2 %
		現状(H22) 17.6 %
訪問診療件数（人口10万人あたり） ※往診は含みません。	平成22（2010）年の算出医療機関1施設あたり月5件増加させ、人口10万人あたり2,561件とすることを目指します。	目標 2,561件
		現状(H22) 1,879件
24時間体制の訪問看護ステーション従事者数のうち、看護師・准看護師数	平成22（2010）年介護サービス施設・事業所調査における緊急時訪問看護加算届出63事業所が1施設1名増加させ、255人とすることを目指します。	目標 255人
		現状(H21) 192人
入院医療機関との退院時カンファレンス開催回数	医療ネットみえで退院時共同指導に対応していると回答している48医療機関が各2回以上実施し、96件以上とすることを目指します。	目標 96件以上
		現状(H22) 27件

9 子ども・子育て支援策の充実

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案】 制度・予算

- 1 不育症の検査方法や治療方法についての研究を進め、自治体等関係機関へ情報提供すること。不育症や特定不妊治療にかかる検査や治療の保険診療適用化の促進等、患者の経済的負担の軽減に努めること。
- 2 県及び市町の児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定めるとともに、地方交付税の算定基礎の対象とすること。
また、児童相談所における法的対応力を強化するとともに、市町支援を強化するため、弁護士の活用について適切な財政措置を講じること。
- 3 子ども・子育て支援新制度の施行に際しては、十分な予算を確保し、地域のニーズを反映できるようにすること。
 - (1) 地域の子育て支援の充実を図るため、安心こども基金の積み増しを図るとともに、妊婦健康診査が継続できるよう、財政支援措置を講じること。
 - (2) 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人數要件の撤廃や広域での運営のための補助制度の充実および補助金額の引き上げなど必要な財源を確保すること。
また、放課後子ども教室の設置ができるよう必要な予算を確保すること。
- (3) 保育士の安定的、継続的な雇用につながるよう、処遇改善のための財政支援措置を講じること。
- 4 子どもやひとり親家庭等への医療費助成については、国において早期に制度化することとし、制度化されるまでの間の十分な財政措置を講じること。
また、窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

【現状と課題】

《現状》

- 不育症は、治療方針が一定でなく難解な疾患であることから検査や治療は保険診療対象外のものも多く、患者にとって大きな経済的負担となっています。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加し、本県における平成23年度の件数は930件と過去最多を記録しています。また、その相談内容も複雑化、深刻化しています。
- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定であり、新制度では地域ニーズに即したサービスの提供が求められています。
- 本県では、子どもやひとり親家庭等にかかる医療費助成を行う市町に対して県費助成をしていますが、大きな財政負担となっています。

《課題》

- ① 不育症の検査方法や治療方法を確立するとともに、患者の経済的負担や不安を軽減するための支援や相談体制の充実が必要です。
- ② 児童相談所の専門的な役割・機能を充分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。また、民法改正に伴う児童相談所長の権限の拡大や介入型支援に対し適切に対応するために法的対応力の強化が求められています。
- ③ 共働き家庭が増加しており、保育所や放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の整備が求められています。また、地域ニーズに即したサービス提供のため、市町を支援していく必要があります。
- ④ どの地域においても誰もが安心して等しく適切な医療を受けられるためには、国における医療費助成制度の確立が必要です。

県担当課名 子どもの育ち推進課 子育て支援課 地域福祉国保課
関連法令等 児童福祉法 児童福祉法施行令 国民健康保険法

子ども・子育て支援施策の充実

平成23年「三重県子ども条例」を施行。子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざしています。また、子育てサービスを提供するさまざまな主体とともに、安心して子どもを生み育てられる体制をめざします。

安心して子どもを生み育てられる環境の整備

不育症・不妊治療への支援

- 不育症にかかる検査・治療研究の促進と研究成果の検証、および地方自治体への適切な情報提供
- 経済的負担の軽減

※不育症とは、**2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合**をいいます。

【背景】

不育症の検査や治療が十分に行われていない。一方、専門外来で検査、治療した人のうち8割以上が無事、出産している。不妊治療(体外受精)にかかる初回経費は約30~35万円前後必要。

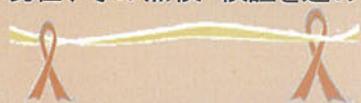


児童虐待への相談体制の充実

- 児童心理司などの専門職の配置基準の明確化と財政支援措置
- 児童相談所の法的対応力を強化するための弁護士の活用について財政支援措置

【背景】

児童虐待相談対応件数は平成23年度930件。(過去最多)
相談内容が複雑化、深刻化しており、さらなる相談体制の強化が必要。
昨年8月と10月に虐待による死亡事例が発生し、現在、その点検・検証を進めている。



子ども・子育て支援新制度の施行に向け、喫緊の課題に迅速に対応

子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、地域ニーズに即したサービスの提供が着実に実施できるよう、準備を行っていく必要があります。

- 地域の子育て支援の充実を図るため、安心こども基金の積み増し、妊婦健康診査を継続できるよう、財政支援措置を講じること。
- 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のため補助制度の充実、補助金額の引き上げおよび必要な財源を確保

 - ◆複数の小学校区をまたいだ広域での運営を行うために必要となる、送迎等の費用も補助対象とする。
 - ◆10人未満の小規模の放課後児童クラブ等も補助対象とする。
- 保育士の安定的・継続的な雇用のため、処遇改善に対する財政支援措置

10 障がい者雇用促進に向けた新たな仕組みづくりの支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】制度・予算

障がい者の就労を支援するアンテナショップカフェ施設の設立及びその安定的な事業継続に向けたハード・ソフト両面を支援する制度を創設されたい。

- 1 アンテナショップカフェ施設の整備に係る支援
- 2 雇用・訓練及び定着に向けた人材確保・育成等、安定的な事業継続に係る支援

【現状と課題】

《現状》

- 厳しい雇用・経済情勢の中、社会的弱者である障がい者の雇用環境は大変厳しいものがあり、働きたい障がい者が必ずしも働けていない状況にあります。
- 本県では、県民が障がい者と接したり交流したりする機会や「場」が乏しく、社会全体の障がい者雇用の重要性に対する理解が進んでいません。また、障がいの有無にかかわらず、人はいくつになっても成長し、変化し続けることができますが、成長を支援する人とノウハウが必要なことへの理解が進んでいません。
- 福祉から雇用へと結びつける福祉的就労施設についても、魅力的な授産品が少なく、販売量も少ないため、福祉的就労施設の工賃が向上しません。

《課題》

- ① 「障がい者が成長していきいきと働くことができる」ことへの理解を促す場が必要です。
- ② 魅力的な商品開発を促し、生産量増加、工賃の上昇を図るために、授産品が県民の目に触れる情報発信の場が必要です。
- ③ そのために県を中心とした行政、経済・労働団体等が連携して、アンテナショップカフェを創設し、障がい者が希望する職域や新たな分野での雇用に結びつく、サービス産業分野での接客等、多様な業務経験や訓練の機会確保が必要です。
- ④ 障がい者雇用支援施策としてアンテナショップカフェ施設等の整備に係る支援制度や雇用・訓練及び定着に向けた人材確保・育成、ノウハウ、情報収集等に係る支援制度が必要です。

県担当課名 雇用対策課

本県の障がい者雇用の状況

(三重労働局、三重県雇用対策課調べ)

1 厳しい障がい者の雇用環境

- 障がい者実雇用率(H24.6.1現在) 1.57% (全国45位)
- 障がい者法定雇用率達成事業所割合(H24.6.1現在) 50.2% (全国29位)
- 障がい者就職率(H23年度) 47.1% (全国22位)

→ 厳しい雇用・経済状況の中、働きたい障がい者が満足に就労できない。

2 福祉的就労施設における状況(低賃金、一般企業への就労が困難)

- 授産施設平均工賃 12,477円 (全国28位)
- 県立特別支援学校卒業後の一般就労就職率 31.1%
- 社会福祉施設から一般企業への就職率 年間1~2%

→ 福祉的就労施設においても、工賃が低く、施設を出た者の就職が困難。

3 三重県障がい者雇用実態調査結果(平成21年度、回答7,000事業所)

- 障がい者を雇用するにあたって課題があると回答した企業の割合 77.4%
- ・職場の安全面の配慮が適切にできるか 35.8%
- ・設備・施設・機器の改善をどうすればよいか 18.8% } 両者で54.6%

→ 県民が障がい者と交流する機会や場が乏しく、企業においても障がい者雇用の重要性に対する理解が進んでいない。

本県の障がい者雇用の課題

- 1 段階的に多様な訓練を行うことによって、障がい者が成長し、特性に応じていきいきと働くことが理解されていない
- 2 授産品の販売機会が乏しく、品質・技術の向上による、魅力的な授産品が生産できない

課題解決に向けた今後の取組

県を中心とした行政、経済・労働団体等が連携し「アンテナショップカフェ」を創設

- ・障がい者が地域でいきいきと働く場
- ・授産品が多くの県民の目に触れる場
- ・障がい者の多様な業務訓練や技術向上の機会の場

提 言

アンテナショップカフェ施設の設立及びその安定的な事業継続に向けて

- 1 アンテナショップカフェ等の整備に係る支援制度の創設
- 2 雇用・訓練及び定着に向けた人材確保・育成、ノウハウや情報収集等に係る支援制度の創設

《まちなかでのアンテナショップカフェ施設を整備（新設・改装等）》

- ・厨房での弁当や飲食物の調理、カフェでの提供、店頭での弁当販売の訓練・支援
- ・福祉事業所等で制作された授産品をコーディネートし、展示・販売

1 1 農業者の新たな経営安定制度の円滑な実施等

(農林水産省)

【提言・提案事項】制度・予算

新たな経営安定制度については、

- 1 意欲ある農業者が安心して農業経営に取り組めるよう、幅広い品目において、中山間など条件不利地域にも配慮しつつ、再生産可能な所得が安定して確保できる制度として構築すること。
- 2 地域での円滑な導入が図られるよう、農業者等へ十分な周知を行い実施すること。
- 3 制度の継続性が確保されるよう、早期に法制化すること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、農業者が十分な所得を確保できるよう、これまでの「作る農業」から「売れる農業」への転換を進め、さらに「もうかる農業」の実現につなげる施策を展開しています。
- このような中、現行の農業者戸別所得補償制度を活用して、麦や大豆、新規需要米等を中心に水田での定着を進めてきていますが、依然として、主食用米の生産の方が所得の安定が見込めることなどから、麦、大豆の需要は拡大しているものの、生産が増加していない状況です。
- また、麦、大豆等の作付けが困難な水田においては、地域の特性を生かした作物の栽培を推進しているところですが、特に、中山間地域においては、過疎化や高齢化等が顕著で、農地の有効活用が進んでいない状況です。
- 野菜・果樹・茶・花き花木等の園芸品目についても、販売価格の低迷などから、農業者所得は減少しており、産地活力の低下が顕著となっています。
- なお、現行制度については、実施要綱等に基づいて実施されており、継続性が確保されたものになっていません。

《課題》

- ① 水田農業における経営の安定や水田の有効利用を図り、地域農業が持続的に発展していくよう、大規模化や法人化の促進とともに、担い手農家がその努力に応じて十分な所得を得られる、新たな制度の構築が望まれます。
- ② また、中山間など条件不利地域であっても、意欲ある農業者が、創意工夫により、農業経営を安定継続し、農地を有効活用できるようにしていくことが重要です。
- ③ 地域の特色を生かした農業がさらに展開されるよう、麦・大豆・新規需要米等の水田作物に加え、野菜・果樹・茶・花き花木等の園芸品目についても、農業者の経営安定を図るとともに、産地の活性化を推進する必要があります。
- ④ 新たな制度の実施等に際しては、地域において円滑な導入が図られるよう、農業者等への周知を十分に行い実施するとともに、実施の内容や時期等について十分に配慮することが必要です。
- ⑤ 農業者が計画的、安定的に農業経営に取り組めるよう、新たな制度については、法制化することが望されます。

県担当課名 農畜産課

関係法令等 農業者戸別所得補償制度実施要綱

■ 新たな経営安定制度の実施の必要性

三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」における農業施策の展開

農業・農村の持続的な発展

三重県農業の振興方向

消費者の
多様化する
期待

作る
農業

転換

売れる
農業

発展

もうかる
農業

「売れる農業」への転換・「もうかる農業」の実現
を支える施策として、
「新たな経営安定制度」の円滑な実施を。

【制度内容】

- ① 米・麦・大豆等が需要に応じて生産され、併せて大規模化や、法人化が促進されることで、水田農業の経営安定につながる制度
- ② 中山間地域等条件不利地域において、地域の特色を生かした創意工夫のもと、農業の持続が図られる制度
- ③ 野菜・果樹・茶・花き花木など園芸品目において、需要への対応が的確に行われ、農業者の経営安定と、産地の活性化が図られる制度

【制度の実施にあたっての配慮】

- ① 地域において円滑に導入されるよう、農業者等へ十分な周知を行い実施するとともに、実施内容や実施時期等について十分な配慮が必要
- ② 農業者が計画的に農業経営に取り組めるよう、制度の“法制化”が必要

1 2 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】制度・予算

鳥獣被害防止総合対策を強力に推進し、農林水産被害の減少を実現するため、

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算を確保すること。
- 2 狩猟免許の有効期間を3年から5年に延長するなどの規制緩和を行うとともに、野生鳥獣の大量捕獲技術等の開発と普及を行うこと。
- 3 獣肉の全国的なマーケティング調査や消費拡大に向けてのPR等、捕獲した野生鳥獣の利活用を推進すること。
- 4 ニホンジカなど野生獣の正確な生息数調査方法の確立とそれに基づく全国的な生息数調査を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、県内29市町のうち25市町が、「被害防止計画」を策定し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用すること等により、獣害対策に取り組んでいますが、依然として被害の増加に歯止めがかかっていません。
- 狩猟免許の交付者は、年々、高齢化に伴い減少しており、捕獲力の低下が懸念されています。一方、捕獲力の向上を図るために、野生鳥獣の捕獲事業に取り組む県内の市町を支援するとともに、県と企業・高等専門学校との連携により携帯電話から遠隔操作する野生獣捕獲システムを開発・商品化しました。
- 獣肉の利活用に積極的に取り組む地域とフランス料理店やカーレーチェーン店など外食事業者とのマッチング等を県が行い、シカ肉を活用した料理を商品化するなどの利用促進を図ることにより、野生獣の捕獲が進む仕組みづくりに取り組んでいます。
- ニホンジカの生息数を糞粒法により調査していますが、調査年次による生息数の変動が大きく、計画的な個体数調整等に支障をきたしています。

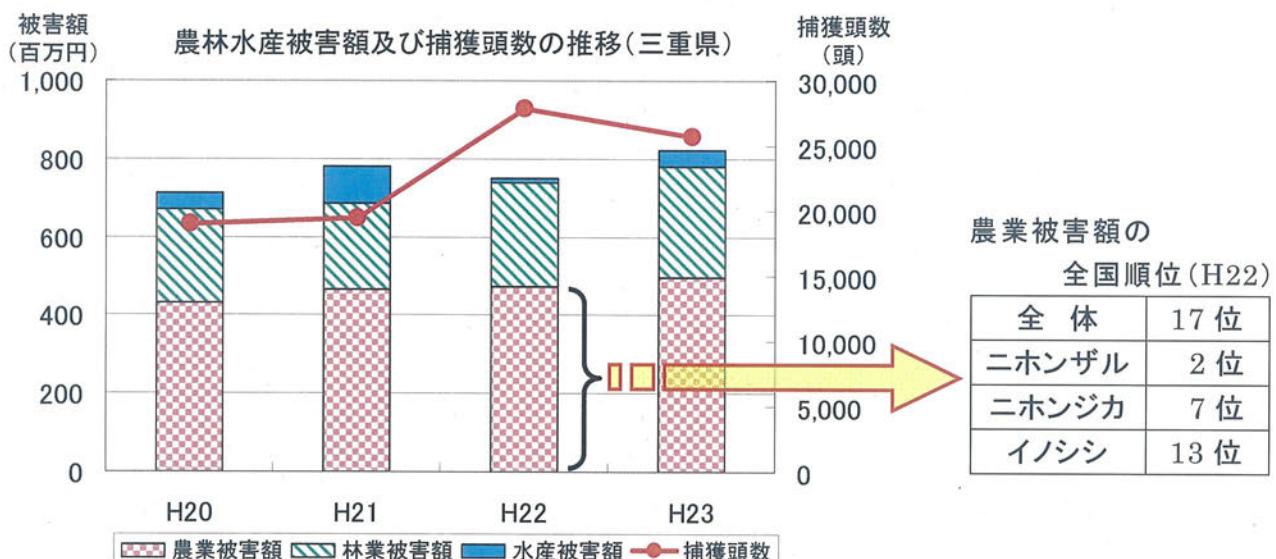
《課題》

- ① 市町が「被害防止計画」に位置づけた侵入防止柵の整備など被害防止のためのさまざまな取組や「獣肉利用」を進める上で、解体処理施設の整備などが着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算の確保が必要です。
- ② 野生鳥獣による農林水産被害の減少を実現するためには、地域の捕獲者確保のための規制緩和やニホンザルを対象とした大量捕獲技術等の新たな開発などによる捕獲力の強化を推進することが必要です。
- ③ 獣肉の全国的なマーケティング調査や消費拡大に向けてのPR等により、捕獲した野生獣の利活用を推進することが必要です。
- ④ ニホンジカなど野生獣の正確な生息数調査方法の確立やそれに基づく全国的な生息数調査などを実施し、計画的な個体数調整を推進することが必要です。

県担当課名 獣害対策課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

■ 三重県における野生鳥獣による農林水産被害額及び捕獲頭数の状況



- 取組強化の結果、捕獲頭数は増加しているにもかかわらず、被害金額の減少につながっていない。

総合的な対策を進めるため

**十分な
予算が必要！**

■ 全国各地で総合的な対策が行われるよう国による取組強化が望まれる。

獣肉利用

カレーチェーン店
との連携



フランス料理店
との連携



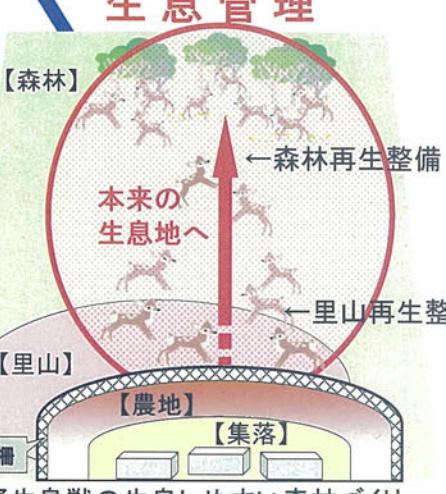
被害対策



総合的な 取組

侵入防止柵

生息管理



企業等との技術開発

1 3 大規模災害の発生に備えた農林水産施設の維持補修の推進

(農林水産省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 老朽化した農業用ため池や排水機場、頭首工等の基幹的な農業水利施設の改修整備を促進するための国庫補助率（50%～55%）の引き上げ
- 2 治山施設等の維持管理に関する支援制度の創設
- 3 水産物供給基盤機能保全事業（ストックマネジメント事業）に係る利用漁船数（50隻以上）等の新規採択要件の緩和

【現状と課題】

《現状》

- 本県には、3,132箇所の農業用ため池があり、その多くでは堤防や取水施設などの老朽化が進展しており、巨大地震の発生により、ため池の堤防が決壊した場合には、人命や公共施設に多大な影響が及ぶことが懸念されるため、耐震化整備を進めることが急務となっています。
また、排水機場や頭首工などの基幹的な農業水利施設は県内に302施設あり、その内4割近くの施設が耐用年数を超えており、老朽化に起因する機能不全による能力低下が見られるなど、年々その割合は増加しています。
- 治山施設の老朽化による破損等により、機能が損なわれている箇所が増加しています。また、昨年の紀伊半島大水害等により、国の災害復旧制度では採択されない小規模な災害も多く発生しています。
- 巨大地震の発生が危惧される中、緊急的に漁港機能の保全を行う必要がある地域においては、老朽化した漁港施設の補修・改善を計画的に進めています。
漁港機能の保全を目的とする水産物供給基盤機能保全事業（ストックマネジメント事業）の新規採択については、利用漁船数50隻以上などが要件とされています。

《課題》

- ① ため池の耐震化整備や老朽化した基幹的な農業水利施設の改修、整備等を円滑に推進していくためには、地方自治体の財政負担を軽減する必要があります。
- ② 治山施設等の維持管理については、現在、県単独事業で対策を行っていますが、厳しい財政状況等により十分に対応できない状況であることから、国による支援制度の創設が望まれます。
- ③ 老朽化した漁港施設は、長寿命化や安全性の確保、耐震・耐波性能の維持などを緊急に実施する必要がありますが、国補事業の採択要件に満たない小規模な漁港施設については十分な機能保全が行えない状況となっています。

県担当課名 農業基盤整備課 治山林道課 水産基盤整備課

関係法令等 震災対策農業水利施設整備事業実施要綱

水産物供給基盤整備事業等実施要領

農林水産施設の維持補修に係る現状と課題

<農業施設>



防災上の観点から必要な施設整備を推進するための「国庫補助率の引き上げ」の実施

<治山施設>



治山施設等の維持管理に対する新たな支援制度の創設

<漁港施設>



水産物供給基盤機能保全事業(ストックマネジメント事業)に係る採択要件の緩和

適切な維持管理による施設の長寿命化・災害の未然防止

1 4 中小企業への金融支援及び再生支援の充実・強化

(経済産業省、金融庁)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 中小企業金融円滑化法失効後における中小企業の資金繰り支援として、政府系金融機関において長期低利の借入要件を大幅に緩和した別枠の資金を創設するとともに信用保証協会による要件を大幅に緩和した100%保証の別枠の信用保証制度を創設されたい。
- 2 中小企業再生の際に日本政策金融公庫の債権（信用保険を含む）の不等価譲渡に迅速かつ柔軟に対応されたい。
- 3 中小企業が経営改善を進めるため、実抜計画の作成及び実行段階における新たな支援制度を創設されたい。
- 4 信用保証協会の一層の利用の向上策及び信用保証協会の与信判断基準の緩和をされたい。
- 5 中小企業が金融機関との取引において相談できる「かけこみ寺」のような相談窓口を中立的な組織に設置されたい。
- 6 中小企業支援に対する法等の趣旨が金融機関内で徹底されるよう引き続き指導されたい。

【現状と課題】

《現状》

- リーマンショック以降の長引く世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが中小企業の経営に与える影響が極めて大きく、受注の減少、単価の下落、利益の縮減（赤字転落）、売上の減少、資産価値の下落など非常に厳しい経営を余儀なくされています。
- 中小企業が借り入れた資金の返済が困難になった際、金融円滑化法に基づき金融機関から返済条件の変更を受けている件数は大幅に増加しています。

《課題》

- ① 長引く景気低迷により中小企業のセーフティネット資金など借入残高は膨らんでおり、経営の回復が遅れている中小企業が新たな資金を借り入れることが困難となっています。
- ② 金融円滑化法失効後は、経営改善が遅れている中小企業の条件変更が難しくなり、さらに資金繰りが悪化することが懸念されます。
- ③ 日本政策金融公庫が債権（信用保険を含む）を不等価譲渡する際は手続きが煩雑、時間を要する、譲渡価格の折合が難しいなど中小企業再生支援協議会や官民中小企業再生ファンドなどによる中小企業の再生が困難な要因となっています。
- ④ 中小企業においては、実抜計画の作成が遅れており、専門家による支援が必要ですが、専門家派遣にかかる予算が平成24年度は年度途中で枯渇するなど、中小企業のニーズに十分応じきれていない状況です。
- ⑤ 中小企業は信用保証協会の保証を受けることにより、資金借入が容易となりますですが、信用保証協会の認知度はまだまだ低い状況です。
(信用保証協会の企業浸透率：三重県29.3%、全国36.7%)

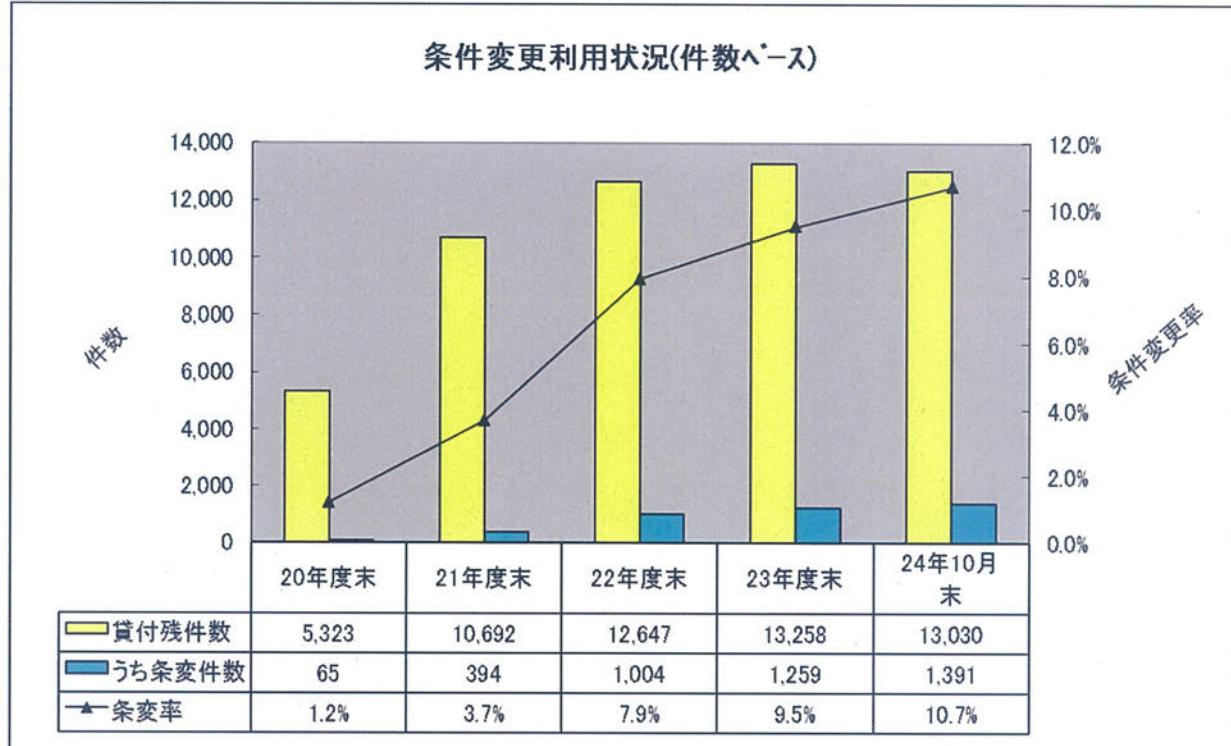
- ⑥ 長引く景気低迷により、多くの中小企業では過去の借入により与信枠が既に満杯となっており、経営環境の変化に対応した新たな事業展開が困難となっています。
- ⑦ 資産デフレによる担保不動産価値の下落による新たな資金借り入れが困難となっています。
- ⑧ 同一の金融機関においても支店や担当者により、中小企業支援に対する対応に濃淡があり債務者が困惑するケースがあります。

県担当課名 金融経営課

関係法令等 金融円滑化法 中小企業経営力強化支援法

三重県内におけるセーフティネット資金に係る条件変更利用状況

条件変更利用状況(件数ペース)



【業種別】

業種名	全体 (件数)	うち緩和 (件数)	比率
製造業	3,131	433	13.8%
鉱業	35	3	8.6%
建設業	3,505	339	9.7%
卸売業	1,273	134	10.5%
小売業	1,634	160	9.8%
飲食店	470	67	14.3%
運送倉庫業	746	101	13.5%
サービス業	1,261	125	9.9%
不動産業	172	19	11.0%
その他・不詳等	803	10	1.2%
	13,030	1,391	10.7%

【従業員規模別】

従業員別	全体 (件数)	うち緩和 (件数)	比率
5人以下	7,473	829	11.1%
20人以下	3,573	367	10.3%
100人以下	1,802	180	10.0%
100人超	182	15	8.2%
	13,030	1,391	10.7%

平成24年10月末

1 5 国内企業の国際競争力の強化への支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

産業の空洞化が懸念されるなか、国内企業の国際競争力強化に向け、国内での新たな投資を促進するため、

- 1 企業の投資計画に沿って運用できる恒常的な国内立地補助制度を創設すること。
- 2 その制度設計にあたっては、サプライチェーンにおける代替がきかない部品・素材に係る分野や、我が国の将来の雇用を支える高付加価値化の成長分野における生産拠点として整備する建物、設備等大型の投資を補助対象とすること。

【現状と課題】

《現状》

- 企業は、アジアをはじめとする新興国の旺盛な成長力を取り込むべく、積極的な海外展開によって顧客・市場の近くでの適地生産を進めています。
- しかしながら、こうした企業の海外流出が続けば、国内産業の空洞化や、我が国の経済成長を支える高付加価値産業までもが国際競争力を低下させてしまうことが懸念されます。
- このため、企業の海外事業展開と並行して、国際競争力を高めていくには、新興国の技術力の向上に対抗し、新たな研究開発や製造技術を磨き上げるなどの製品の高付加価値化や、成長分野における生産拠点への新たな投資への支援により、国内事業の強化を促進するとともに、雇用を維持・創出していくことが重要です。

《課題》

- ① 三重県では、四日市コンビナートを中心に集積する「高度部材」産業群の強みを活かし、日本のものづくりを支える企業への支援を強化する必要があります。
- ② このため、企業が海外事業で得た資金で国内での「研究開発」や「量産試作」を行うという流れを捉え、従来の量産工場ではなく、「研究開発施設」や研究開発に伴う量産試作、生産・加工技術の開発などを行う付加価値創出型の「マザーワーク」等に対する設備等への投資を促進するための支援を進めることとしています。
- ③ 現在、三重県では中小企業の製品の高付加価値化のため、中小規模の設備投資に対して補助制度による支援を行っています。
- ④ 国においても技術力のある有望な企業の、サプライチェーンにおける代替がきかない部品・素材に係る分野や、我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点として整備する建物、設備等大型の投資を対象に、補正予算や単年度限りで行う単発の補助事業ではなく、企業の投資計画が立てやすくなる恒常に運用される国内立地補助制度を創設することによって、国内産業そのものを活性化させるとともに、国際競争力の強化を行うことが必要です。

県担当課名 企業誘致推進課

関係法令等 国内立地推進事業費交付規程

■国内の工場立地及び海外生産比率の現状

- グローバル競争の激化により、企業の適地生産、国内量産工場の海外シフトが顕著になり、国内での工場立地件数が減少している。（図-1）
- 我が国ものづくり産業の海外生産比率は年々上昇を続けている（図-2）



図-1 工場立地動向調査(経済産業省より)

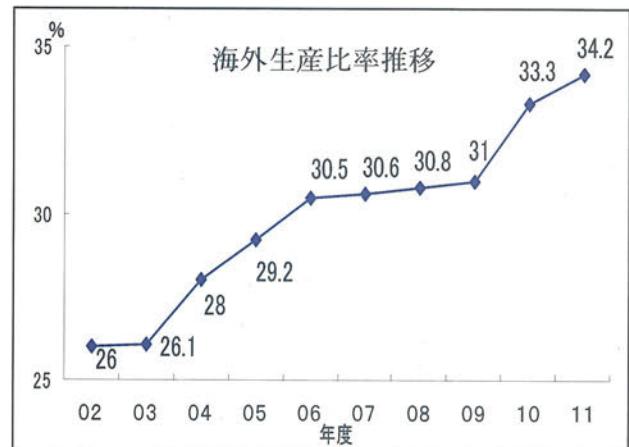


図-2 (株)国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2011年度海外直接投資アンケート結果(第23回)」より

- 国内産業の空洞化を抑止し、雇用を維持・創出していくためには、付加価値が高い研究開発や試作品開発などを行う「マザー工場」等の設備投資を促進することが必要である。

(図-3)

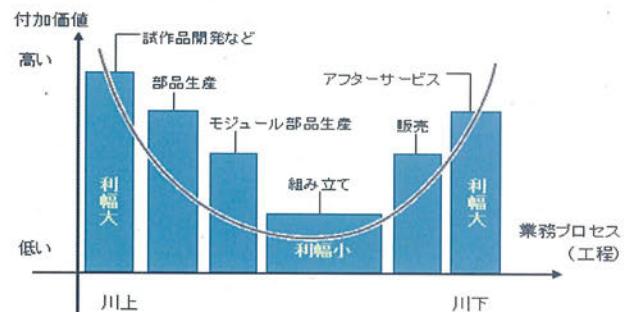


図-3 (経済産業研究所HPより)

■県内立地企業におけるマザー工場化等の状況

- 研究機能の移転
 - ・本田技研工業(株)鈴鹿製作所（鈴鹿市）
「軽」の開発、生産、購買の機能を一体化するため、本田技研研究所等から鈴鹿製作所に、開発部門と購買部門を移転配置した。
- マザー工場化による機能強化
 - ・パナソニック(株)デバイス社伊勢工場（玉城町）
コネクタ組立装置を高速化する技術の開発、多品種製品の製造に対応するロボット装置開発など、生産技術の開発に関する研究拠点としての工場と位置づけられている。
 - ・サンレックス工業(株)（四日市市）
三井化学(株)の100%子会社。三井化学(株)の不織布製造における国内唯一の拠点として、衛生材料向け不織布では国内トップメーカー。三井化学の海外の不織布製造工場に対する技術移転と人材育成の工場と位置づけられている。

■三重県が実施している中小企業の設備投資支援

- 中小企業が世界に通用する高い基盤技術や新たな市場開拓につながる技術を開発し、製品の高付加価値化を図るために必要な施設(上屋)の新設又は増設、並びに設備機器装置の購入、据付けに必要な経費に対する補助事業を平成24年9月に創設。

1 6 未利用工場排熱の農業生産システムへの展開

(経済産業省)

【提言・提案事項】制度・予算

未利用工場排熱や木質バイオマスなどの熱利用を組み入れた新たな農業生産システムの構築に向けて、生産者と企業が連携した取組をトータルパッケージで支援する制度を創設されたい。

【現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災以降、これまで以上に新エネルギーの活用や省エネルギーの推進が求められ、特に、我が国の最終エネルギー消費の約半分を占める熱を有効に利用することが重要となってきています。
- また、食料自給率は約40%と、主要先進国中最最低水準にあるなかで、植物工場など生産性の高い農業生産システムの導入が進められていますが、暖房等のエネルギーコストが高く経営を圧迫しています。
- 三重県では、ものづくり中小企業の技術を農業分野などに展開することによる第一次産業の高付加価値化に資する農商工連携を推進しています。

《課題》

- ① 工場などの施設からは未利用の低温排熱が大気に大量に放出されており、こうした熱源を農業などに有効利用することは、省エネルギーを一層推進するため有効な手段です。
- ② こうした未利用排熱やバイオマス利用による熱源と、エネルギーを大量に使う植物工場などとの組合せは、温度・湿度や二酸化炭素濃度などの最適制御との相乗効果により、農作物の生産性の向上が期待されています。
- ③ しかし、現在、このような取組を推進する支援スキームは、農家や農業団体など生産者を主体としたものであったり、省エネルギー設備の導入促進を主目的としたものであり、産業界と生産者の連携による農作物の収量や品質への影響評価や、熱管理などの最適なオペレーション手法を取り込んだ新たな農業生産システムの構築が進んでいない状況です。
- ④ そのため、今後は、工場に隣接した実フィールド（農場）での実証試験などを想定し、未利用工場排熱や木質バイオマスの熱利用を組み入れるなど省エネルギーを推進しつつ、新たな農業生産システムの構築に向けたトータルパッケージ支援制度が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

(参考) 具体的なプロジェクト例

① 工場排熱・バイオマス資源を活用した次世代環境制御植物工場の実証

概要：工場排熱と木質バイオマスを空調エネルギーに利用し、ハウス内の温度・湿度・二酸化炭素濃度などをコントロールする次世代環境制御型植物工場により国内市場に向けた高品質なミニトマトの栽培実証を行なうとともに、リコピンなどの有用成分の抽出などの食品加工の実証を実施する。

参加者：県内食品加工中小企業、農家

② 高付加価値農作物生産に向けた地面温度調節システムの実証

(温泉熱などを活用した真冬の完熟マンゴー生産)

概要：温泉熱や雪氷熱を熱源としたヒートポンプ式空調を導入した地面温度調節システムを導入した次世代植物工場により、収穫時期を真冬（12月ごろ）に制御した完熟マンゴーの生産の実証試験を実施する。

参加者：県内外ものづくり中小企業、農家

提言：未利用工場排熱や木質バイオマスなどの熱利用を組み入れた新たな農業生産システムの構築

現状

- 我が国の最終エネルギー消費の約半分を占める熱の有効利用が重要
- 食糧自給率が40%と主要先進国で最低水準
- 生産性の高い農業生産システムではエネルギーコストの上昇が経営を圧迫
- ものづくり中小企業の技術を農業分野へ展開する取組の推進

課題

- 工場などから大量に大気に放出される未利用低温排熱などと植物工場との組合せは、企業と農家の連携による新たな農業生産システムとして期待されているが、農家や農業団体など生産者に限定した支援制度や、省エネルギー設備の導入促進に対する支援制度など、生産者と企業が連携した取組に対するトータルな支援メニューがない。
- また、農作物の収量や品質への影響評価や、熱管理などの最適なオペレーション手法を取り込んだ新たな農業生産システムの構築が進んでいない。



生産者と企業の連携による工場に隣接した農場での実証試験などの省エネルギー農業生産システムの構築に向けたトータルパッケージ支援制度の創出



未利用排熱などを活用した農業生産システムの推進

17 農商工連携による新事業展開の促進

(経済産業省)

【提言・提案事項】制度・予算

規格外農作物などの未利用資源を活用した新事業展開（農商工連携）に向けて、未利用資源の集約から加工、流通までのトータルパッケージを支援する制度を創設されたい。

【現状と課題】

《現状》

- 食料自給率は約40%と、主要先進国中最低水準にあるなかで、地域の基幹産業である農林水産業の高付加価値化が求められ、特に、地域の活性化と並行して農業の競争力を向上させるためには、規格外農作物などの未利用資源と、ものづくり技術や商業ネットワークのマッチングによる新事業の促進が重要となっています。
- 三重県では、県域を超えた広域連携による新たな産業創生に取り組むため、バイオマスの活用による地域産業の創出に資する地域連携や、ものづくり中小企業の技術を生かした一次産業の高付加価値化に資する農商工連携などのグローバル展開を視野に入れた広域的な連携を推進しています。

《課題》

- ① 地域の農業現場では、商品にならない規格外農作物などの未利用資源を有効活用していく取組が活発となってきており、例えば高栄養飼料・機能性食品・化粧品・医薬品などの付加価値の高い商品の開発は、中小企業と農家が連携した広域的な新たなビジネスとして期待されています。
- ② このような状況のもと、地域の基幹産業である農林水産漁業者と中小企業者が有機的に連携する新事業活動の支援策は、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組支援であり、例えば規格外農産物などの未利用資源の集約から加工（最先端技術だけでなく既存技術も活用した、有効成分の抽出・分離）、流通までのトータルパッケージ支援制度が整備されていません。
- ③ また、広域的な連携（ローカル・トウ・ローカル）の取組に対する支援も不足しており、さらに、スピード感を求める小規模事業者に対しては法認定などの事務手続きが多大な負担となっています。
- ④ このため、農林水産漁業者と中小企業者の広域的な連携（ローカル・トウ・ローカル）による既存技術などを活用した規格外農産物などの未利用資源の集約・加工・流通などのトータルパッケージ支援制度の創設が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

(参考) 具体的なプロジェクト例

① 爆碎などの技術を活用した高付加価値飼料の開発

(大豆の皮など未利用(不要物)資源を用いた飼料の改良による乳・牛肉製品の品質向上)

概要: 栄養価は高いが消化が悪いため家畜用飼料として未活用の大豆の皮などの未利用資源を、爆碎技術により加工し、新しい飼料を開発することで、乳・牛肉製品の品質向上を目指す実証試験を実施する。

参加者: 県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家

② 抽出・発酵などの高度加工技術を活用した高付加価値素材の開発

(規格外農作物、種皮などの不要物などを使用した機能性食品の展開)

概要: 大量に存在する規格外農作物(ニンジンやビートトップなど)や、食品加工残渣(かぼちゃの種など)の未利用資源から、高付加価値素材を発酵・分離・抽出・精製することで、機能性食品・化粧品などの原料への展開を目的とした実証試験に取り組む。

参加者: 県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家

提言：規格外農作物などの未利用資源を活用した新事業展開（農商工連携）

現状

- ・食糧自給率が40%と主要先進国で最低水準
- ・規格外農作物など有効に活用されていない資源が豊富に存在

三重県では、

- ・バイオマスの活用による地域産業創出を推進
- ・中小企業の技術を生かした農産物の高付加価値化（農商工連携）を推進

課題

- ・農林水産漁業者と中小企業者が有機的に連携する新事業活動の支援策は、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組支援であり、例えば規格外農産物などの未利用資源の集約から加工（最先端技術だけでなく既存技術も活用した、有効成分の抽出・分離）、流通までのトータルパッケージ支援制度が未整備
- ・広域的な連携（ローカル・トウ・ローカル）の取組に対する支援不足
- ・さらに、スピード感を求める小規模事業者に対しては法認定などの事務手続きが多大な負担



農林水産漁業者と中小企業者の広域的な連携による既存技術などを活用した規格外農産物などの未利用資源の集約・加工・流通などのトータルパッケージ支援制度の創設



農業の高付加価値化を目指した新たなビジネスの創生

1 8 熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

紀伊半島大水害において、計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を、関係機関と緊密な連携のもと、より一層推進すること。

【現状と課題】

《現状》

- 河口から約5kmの区間を国の直轄管理、中下流部では、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。さらに、流域内に主なものだけで11基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。なお、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成24年の台風4号や17号においてその適用が行われました。
- 平成23年台風12号に伴う豪雨により、熊野川本川および支川流域において大規模な浸水被害が発生しました。また、相野谷川流域では、熊野川本川水位の影響を受け、平成19年に完成した輪中堤（天端高9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。
- 熊野川・相野谷川において災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業が実施されています。

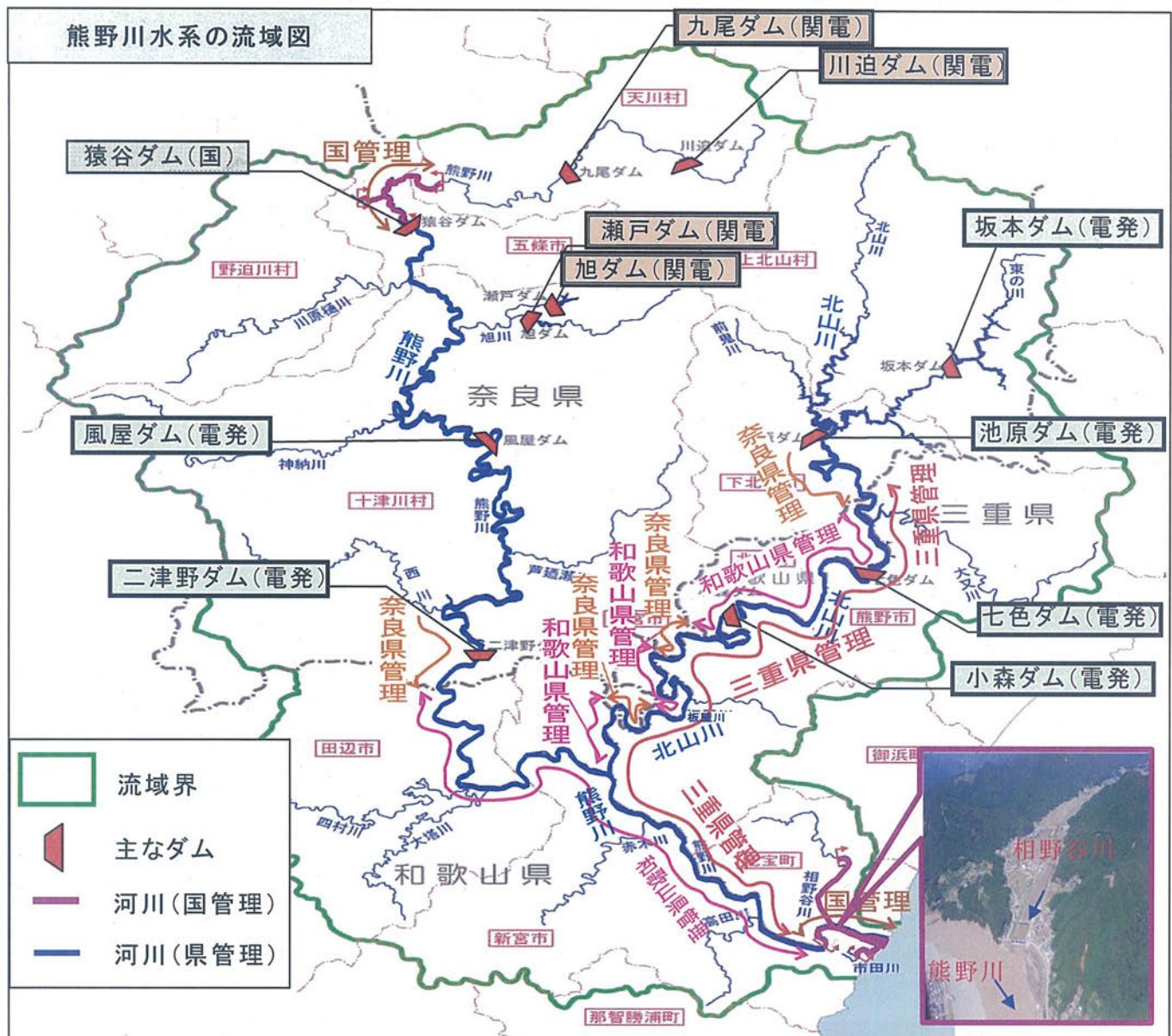
《課題》

- ① 熊野川は管理者が複数存在しており、流域全体での治水対策や管理上発生する課題への対応が困難な場合があります。また、技術的・財政的な観点からも国による直轄管理や支援が不可欠な状況となっています。
- ② 国が主導的な立場で、流域全体の管理のあり方を検討することにより、熊野川の直轄管理区間の拡大や利水ダムにおける洪水調整を目的とする運用を含めた熊野川の総合的な治水対策を実施していくことが急務となっています。
- ③ 国において、三県など関係機関と緊密な連携のもと、総合的な治水対策をより一層推進することが必要です。なお、熊野川・相野谷川においては、直轄管理区間やその上流域の河床が上がっており、洪水への不安を解消するためには河床掘削等の激甚災害対策特別緊急事業等を早期に実施することが求められています。

県担当課名 河川・砂防課

関係法令等 河川法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

熊野川水系の利水ダムの治水目的での運用を含めた総合的な治水対策の実施を！



熊野川・相野谷川のはん濫状況



紀伊半島大水害では、河川基本方針($1.9 \text{ 万m}^3/\text{s}$)を超える洪水により甚大な被害が発生
 ○熊野川の浸水被害
 ○相野谷川輪中堤の浸水被害

三県に跨る流域に11基のダムが点在
 ○11基すべてが利水ダム（治水機能なし）
 ○河川・ダム管理者が複数

大規模な河道閉塞と高さ10mを超える河道内堆砂
 ○紀伊山系で約1億 m^3 の土砂崩落が発生

◎ 熊野川水系の総合的な治水対策の実施

- ・流域全体の管理のあり方の検討
- ・熊野川の直轄管理区間の拡大の検討
- ・利水ダムの治水目的での運用に向けた電源開発(株)への指導

1 9 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省、総務省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 災害に強いネットワークの確保による命を支える道づくりを推進すること。
 - (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の着実な整備促進
 - (2) ミッシングリンクとなっている未事業化区間（熊野大泊IC～すさみIC間の68km）の平成25年度新規事業化
- 2 大都市圏、中心都市間におけるネットワークの強化による地域を支える道づくりを推進すること。
 - (1) 新名神高速道路、東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
 - (2) 国道1号北勢BP、国道23号中勢BP、国道1号桑名東部拡幅などの直轄国道の整備促進
- 3 地方の計画的な財源確保と弾力的な運用ができる制度を存続すること。
地方の自主性や裁量が生かされる地方特定道路整備事業及び地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の存続

【現状と課題】

《現状》

- わが国有数の多雨地帯である紀伊山地に位置する本県の南部地域では、台風、豪雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな支障を来しています。このため、甚大な災害が発生した場合の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路や緊急輸送道路の整備等が求められています。
- 県内の幹線道路の整備は道半ばであり、本県の北・中部地域では、東名阪自動車道、国道1号・23号などで交通渋滞が多発し、県民生活や経済活動に大きな支障を来しています。このため、地域の成長力を支える基盤として、これら活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消等に資する幹線道路とこれらにアクセスする道路の整備が求められています。

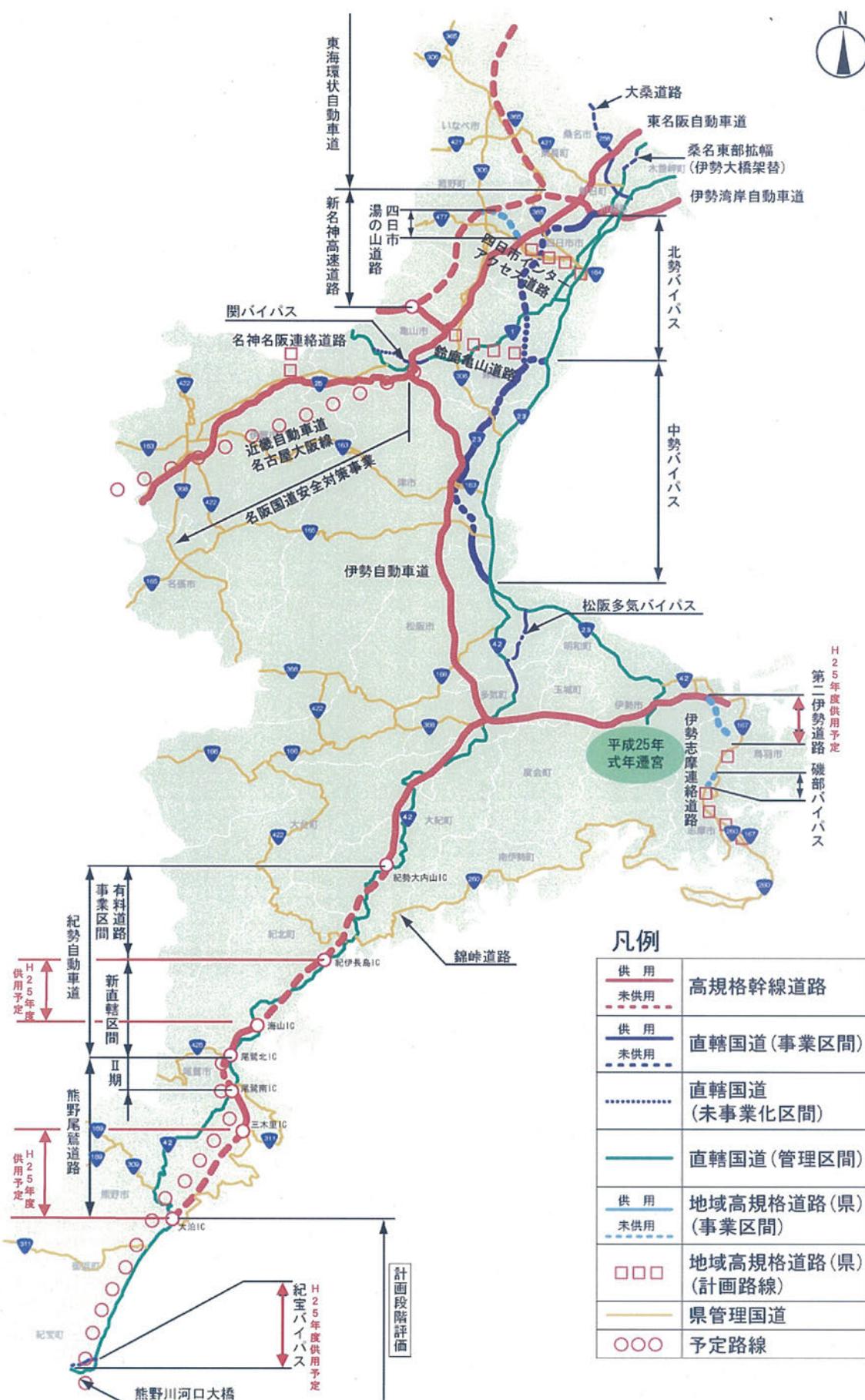
《課題》

- ① 東海・東南海・南海地震などの巨大地震や台風、豪雨等による災害が危惧されている地域において、ミッシングリンクとなっている高速道路の未事業化区間の早期事業化等による災害に強いネットワーク機能の早期確保が必要です。
- ② 本県の北・中部地域においては、地域の成長力を支えるうえで、中部圏と近畿圏を結ぶ大動脈や中京圏の広域ネットワークを形成し、また、県内の主要都市間を連絡するなど、大都市や中心都市間相互の道路ネットワークの強化が必要です。
- ③ 地方の計画的な道路整備を支えてきた地方特定道路整備事業及び地方道路整備臨時貸付金について、平成24年度限りとなっている制度の存続が必要です。

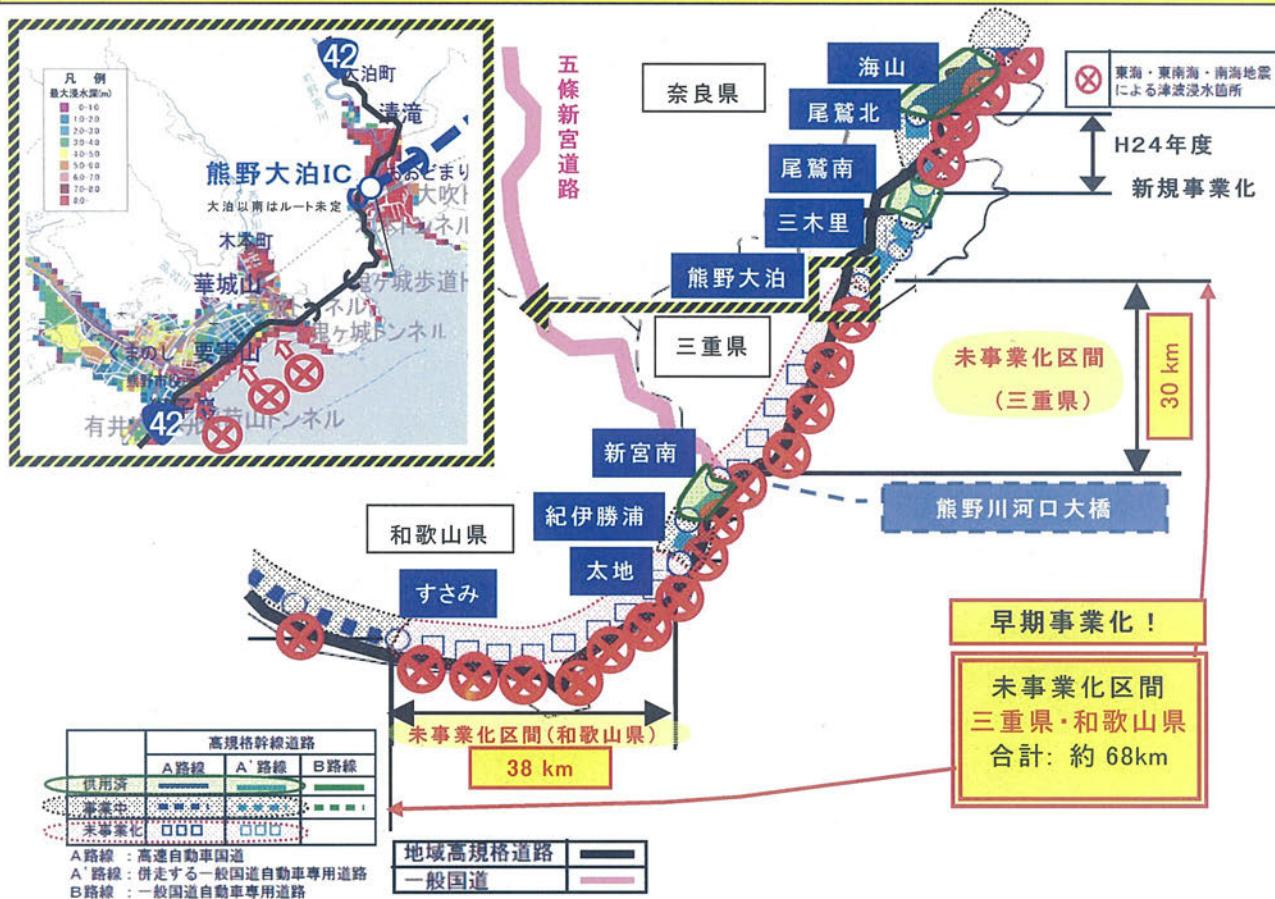
県担当課名 県土整備部 道路企画課 道路建設課 都市政策課 総務部 財政課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱等

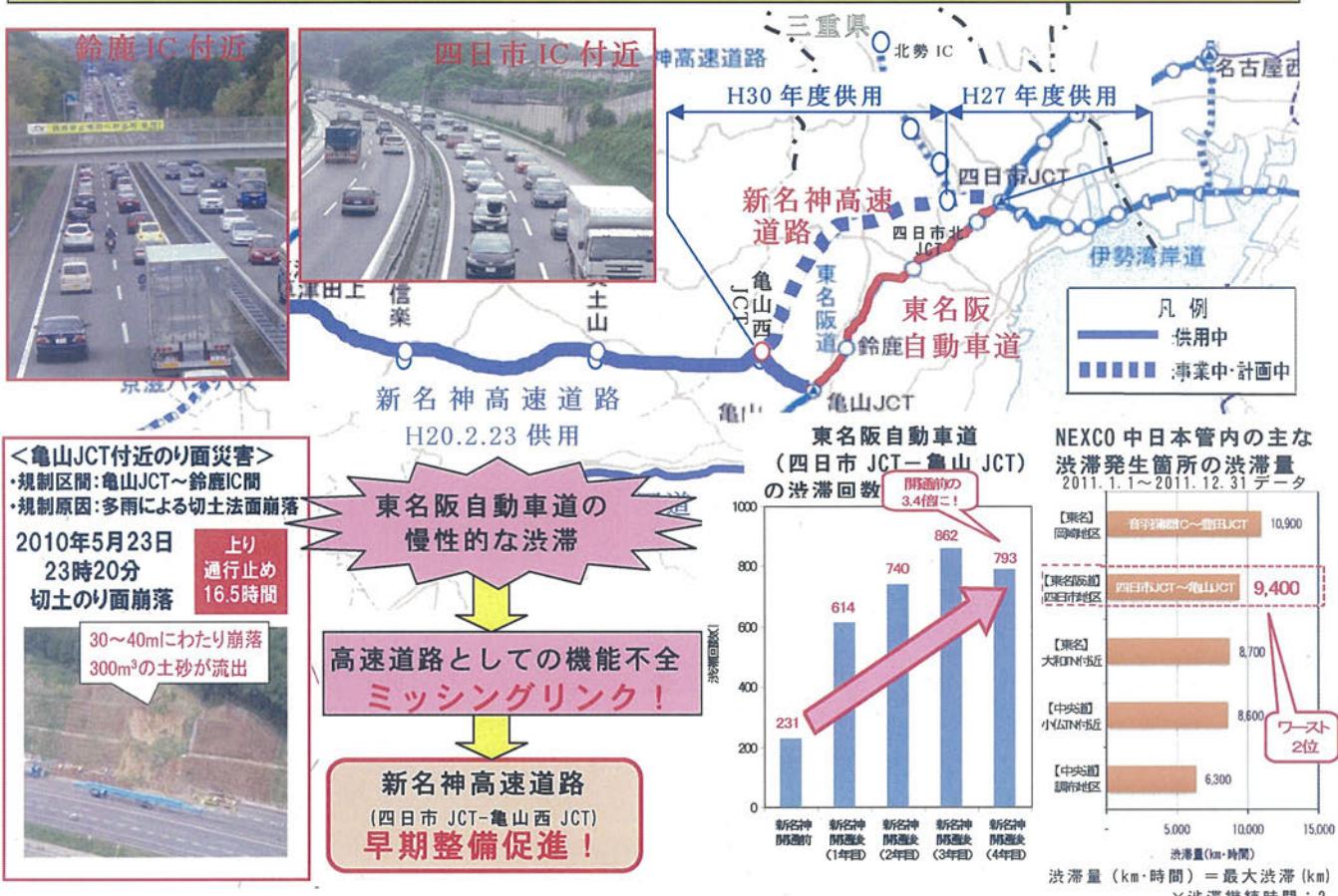
幹線道路網の整備促進



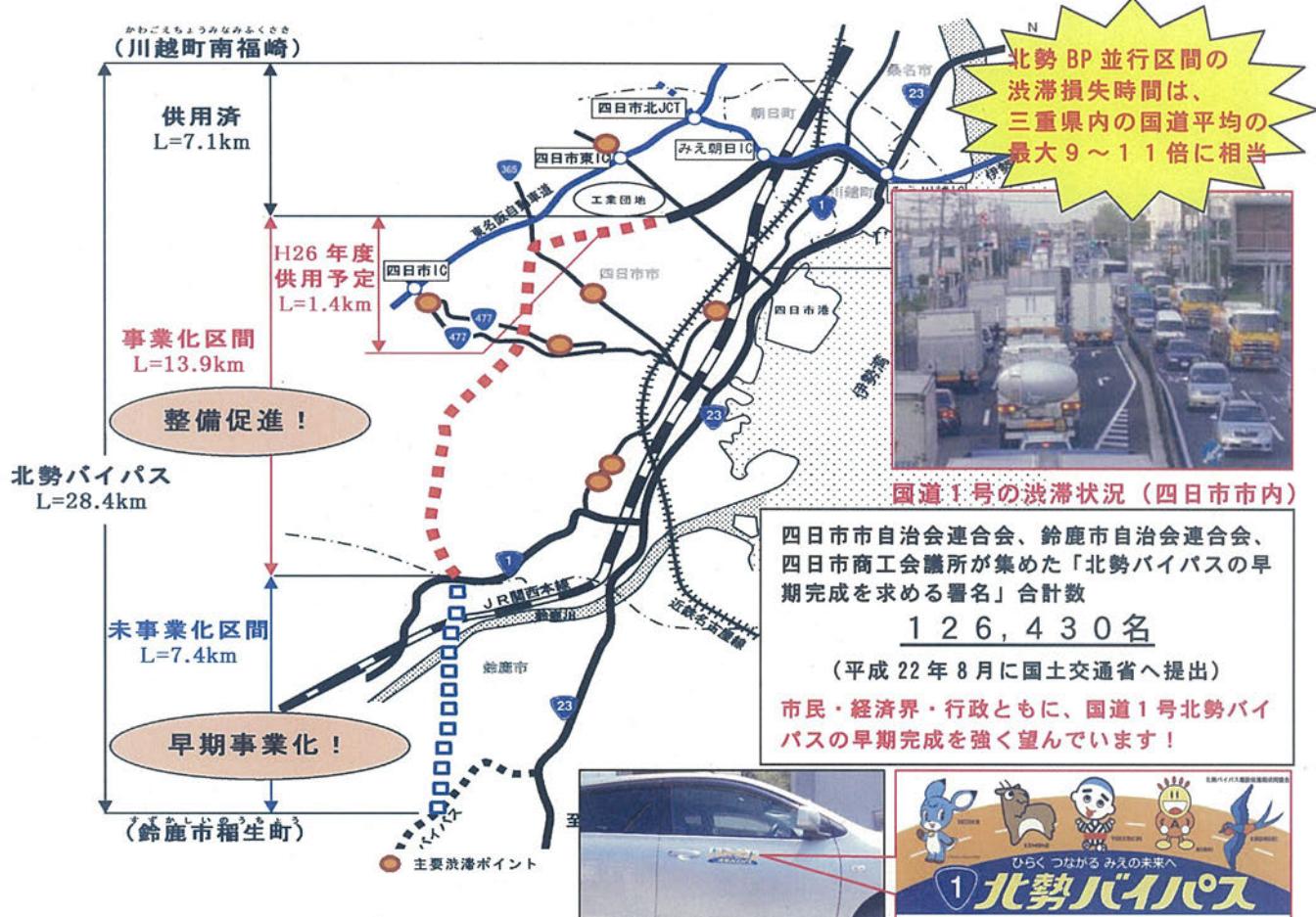
紀伊半島の「新たな命の道」の整備促進によるミッシングリンクの解消 ～大規模災害に備えたアンカールートの整備～



新名神高速道路の整備促進



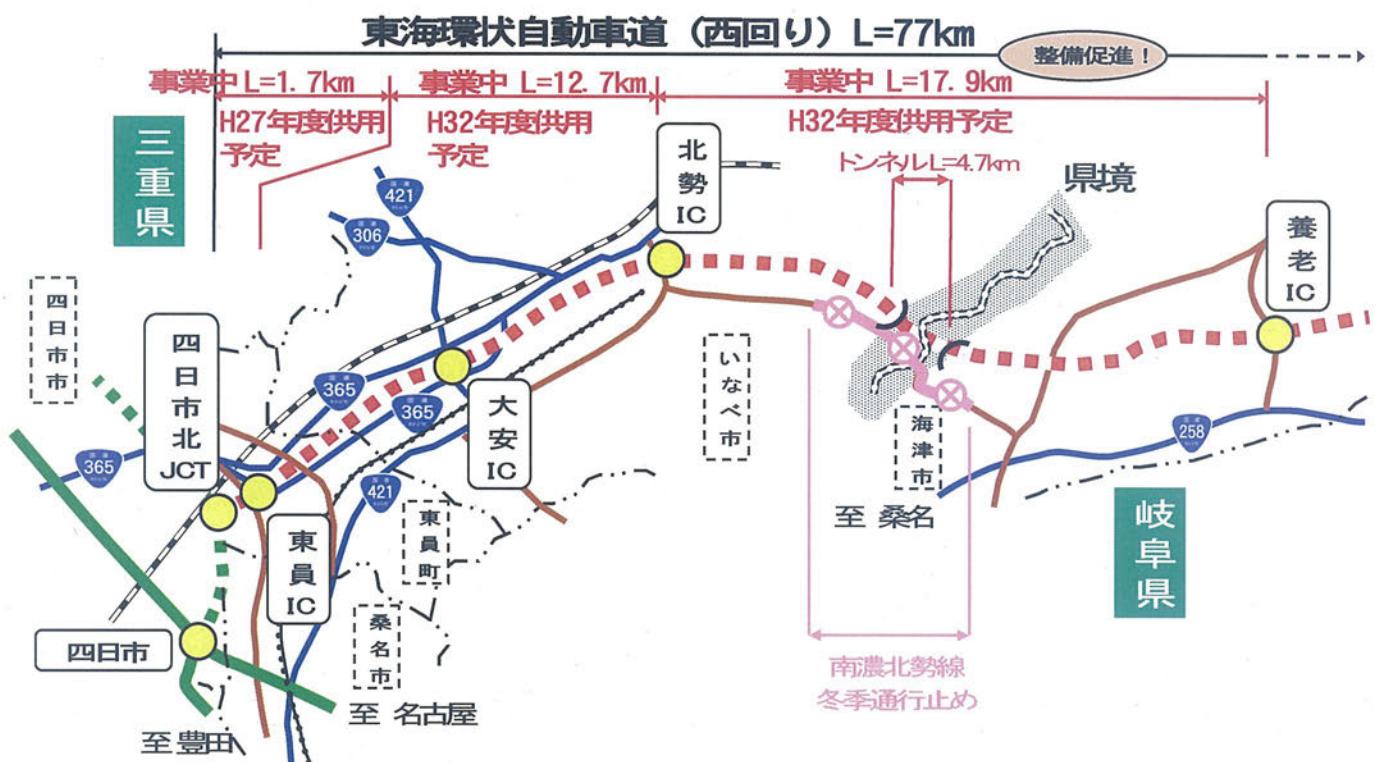
国道1号 北勢バイパスの整備促進と未事業化区間の早期事業化



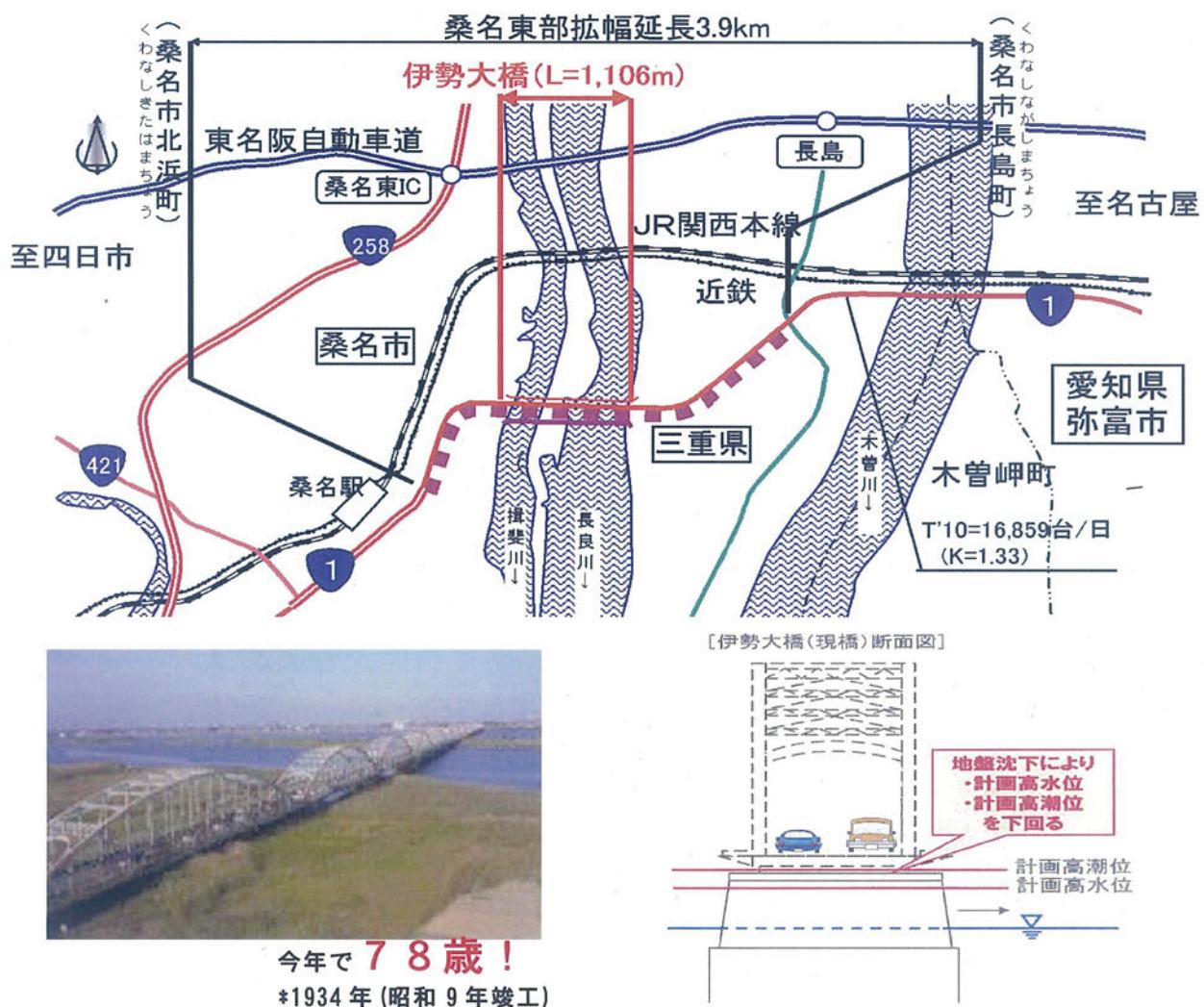
国道23号 中勢バイパスの整備促進



東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の整備促進



国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）の整備促進



地方特定道路整備事業の存続を

方が緊急に
対応しなければならない課題



- 工業団地等へのアクセス強化
- 地域間の連携強化 等

地方特定道路整備事業の活用
緊急かつ柔軟に対応が可能

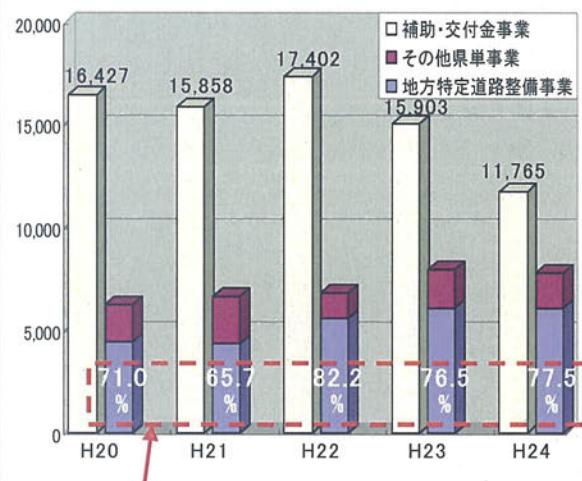
小学校の
統廃合による移転

課題: 通学路の安全確保



地方特定道路整備事業で地域の課題に柔軟に対応

三重県の道路建設事業予算の推移



地方特定道路整備事業の
単独道路建設事業に占める予算割合
5ヵ年 65.7%～82.2% 県の道路整備にとって
重要な事業

市町でも活用 ⇔ 市町にとっても重要な事業

廃止による影響

○今後平成24年度(事業費約61億円)
と同程度の事業を実施するには、

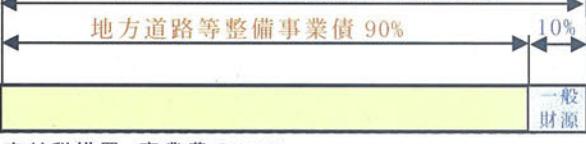
地方道路等整備事業債(事業費の90%)相当の

**○約55億円の財源確保
が必要**

事業費の30%相当の

**○交付税措置(約18億円)
が受けられなくなる**

【地方特定道路整備事業 事業費】



県内の幹線道路網等
必要な道路整備の推進

- ◆ 平成25年 第62回 神宮式年遷宮
- ◆ 平成25年 第24回 全国「みどりの愛護」のつどい
- ◆ 平成26年 「熊野古道」世界遺産登録10周年

平成24年度～平成25年度 事業費のピーク

制度の廃止



平成25年度以降の**必要な財源の確保が困難**



● 地方の自主性や裁量が生かされ、財政負担軽減に資する
地方特定道路整備事業の存続が必要

20 自然災害に備え、安全・安心を確保する社会資本整備の推進

(内閣府、財務省、国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

切迫する大規模地震や頻発する風水害に備え、自然災害対策に重点的に取り組むこと。

- (1) 防災・減災対策予算の増額および大規模地震の切迫性が高い地域等への予算の重点的な配分
- (2) 地震・津波対策として取り組む河口部堤防の補強など、緊急的に取り組む事業を社会資本整備総合交付金の対象事業とすること。
- (3) 補正予算における交付申請等の記載内容の簡略化
- (4) 住宅耐震化の促進に向けた加算措置など支援制度の拡大

【現状と課題】

《現状》

- 甚大な被害をもたらした東日本大震災や紀伊半島大水害は、自然災害の厳しさと、生きるために備え、逃げることの重要性を改めて知らしめました。
- 三重県では、近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や、近年多発している異常気象に伴う風水害など大規模自然災害に備えるため、河川・砂防・海岸保全施設等の緊急整備に取り組むとともに、住宅・建築物の耐震化、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、また、地域が孤立した際に迅速に道路啓開を展開できる態勢の整備などを進めています。
- 本県における社会資本の整備については道半ばにあることから、直轄事業・県事業による整備の推進に取り組むとともに、地震・津波対策では、堤防の補強や避難しやすい施設の設置、防潮扉の動力化等の地域のニーズに応じたきめ細かな対応を、風水害対策では住民避難に資する水防情報の収集・提供等の取組を進めています。

《課題》

- ① 防災・減災対策として、ハード・ソフト両面からの取組を進めるうえでは、国としても最重要課題に位置づけ、予算を増額するとともに、大規模地震の切迫性の高い地域に予算の重点的な配分を行うなど支援を強化することが必要です。
- ② 社会資本整備総合交付金において、津波遡上に備えた河口部や下流域の堤防の補強等を対象とするなど、緊急的に取り組む必要のある対応への支援が必要です。
- ③ 平成24年度補正予算について、事業期間が限定されることもあり、交付申請における完了予定年月日、翌債承認申請における当初の計画期間や事由の省略など、記載内容の簡略化が必要です。
- ④ 住宅・建築物の耐震化のさらなる促進のためには、麻生政権（平成21年6月）から講じられている所得要件緩和措置（平成24年度までの時限措置）の継続や、耐震補強補助金の加算措置・住宅の除却に対する補助の新設が必要です。

県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課 道路建設課 都市政策課 施設災害対策課 住宅課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱 建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

急がれるハード対策やきめ細かな対応を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備
- ・海岸堤防の耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備
- ・河川堤防の耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の事業
- ・急傾斜地崩壊対策の実施

など

地域のニーズに適切に対応
できるように
重点的な予算配分が必要！

きめ細かな対策

- ・海岸・河口部堤防等の機能確保や
補強対策の実施
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化、動力化
- ・道路の構造強化
- ・橋梁の耐震化 など

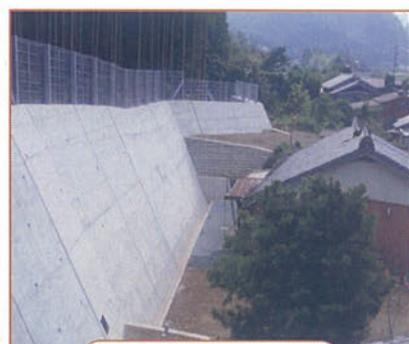
ハード対策の推進



海岸堤防の耐震対策の実施



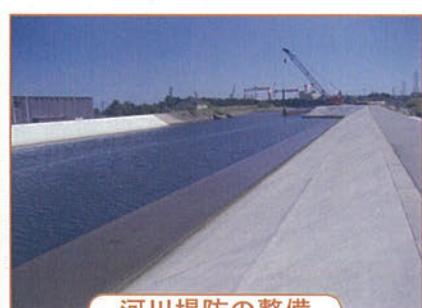
海岸堤防の耐震対策の実施



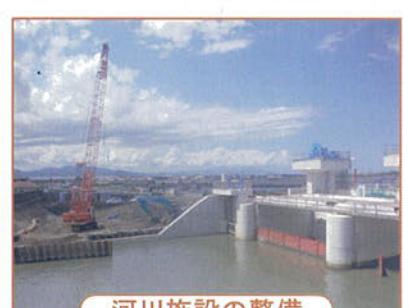
急傾斜地崩壊対策の実施



河川堤防の整備



河川堤防の整備



河川施設の整備

きめ細かな対策の事例



海岸・河口部堤防の補強



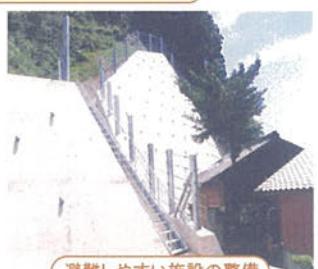
避難しやすい施設の整備



防潮扉の動力化



水門の遠隔操作化、自動化

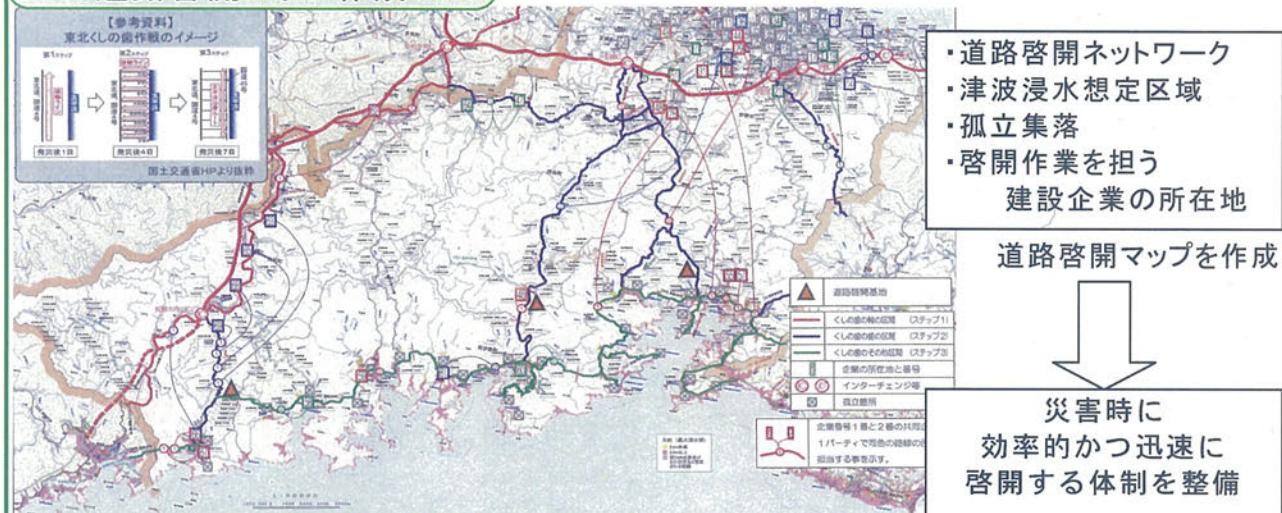


避難しやすい施設の整備

地方が主体的かつ弾力的な取組ができるよう支援の拡充を！

- ◎大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を進めています。
- ◎被災時の迅速な復旧・支援ルート確保のため、道路啓開に必要な資材を備蓄する基地の整備や、道路構造の強化の取組への支援が必要です。

道路啓開マップ作成



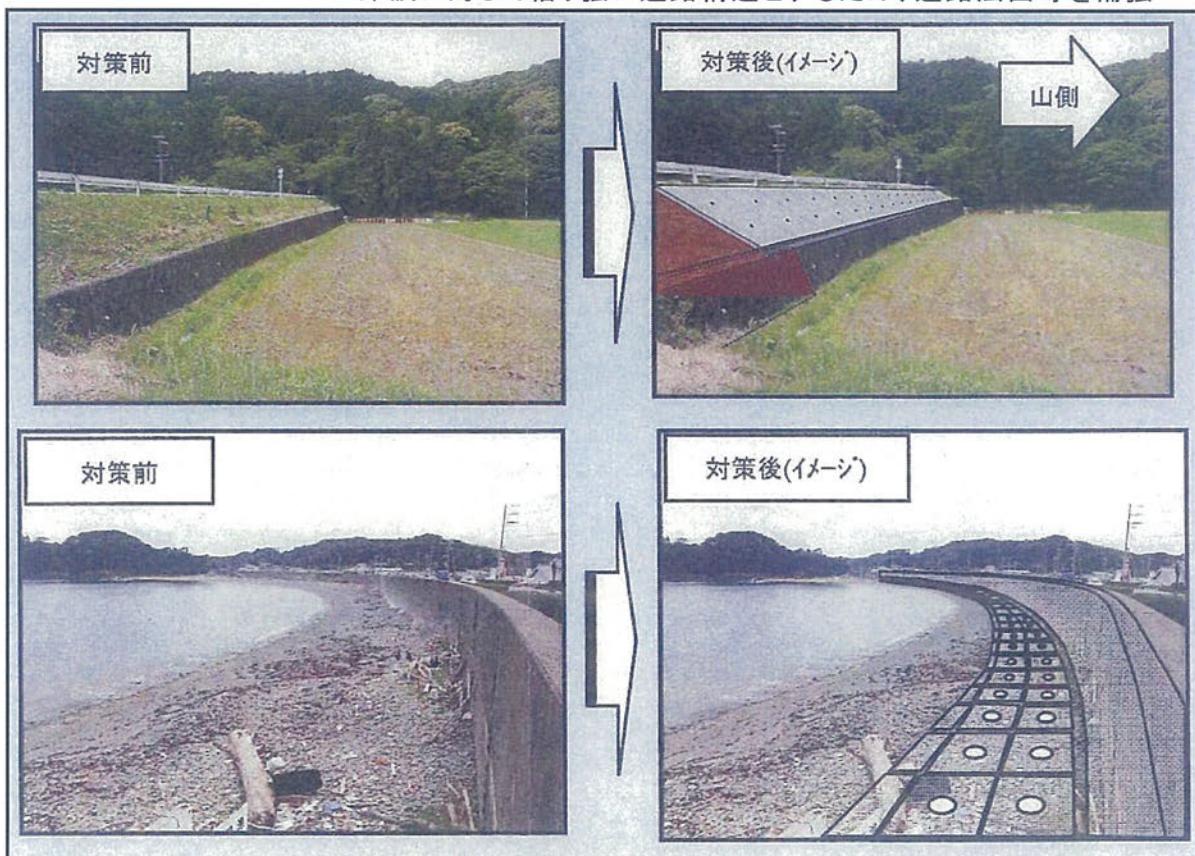
道路啓開基地整備

啓開作業を迅速に行うため、必要な鋼材やコンクリート管、碎石、土のうなどを備蓄する基地を整備



道路構造強化

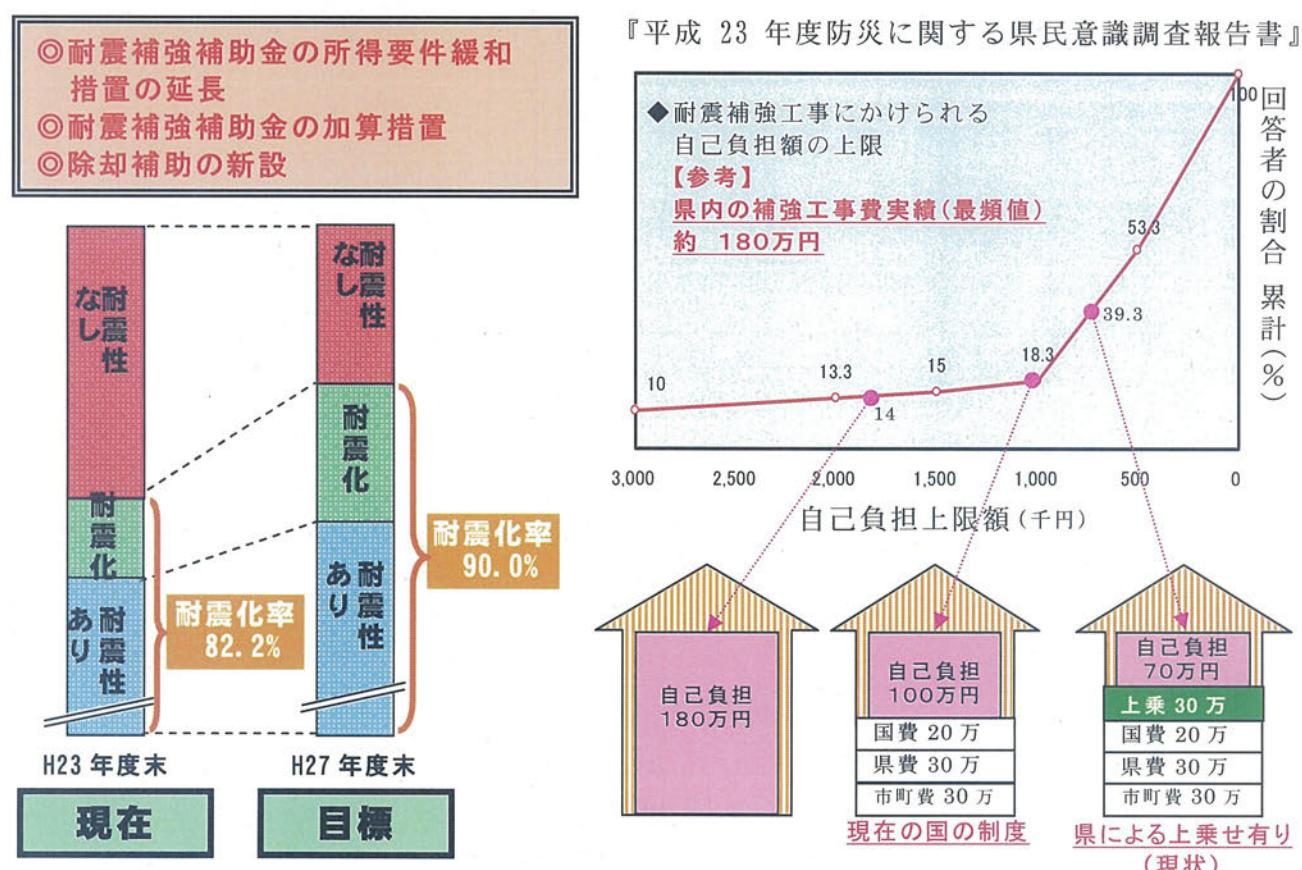
津波被害が予想され、代替道路が確保できない箇所において、津波に対して粘り強い道路構造とするため、道路法面等を補強



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！



住宅・建築物の耐震化促進のための支援制度の充実を！



2.1 公共土木施設の維持管理への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

公共土木施設について、管理施設の増大とその老朽化が進行する中、橋梁やトンネル等の点検・修繕や通学路等の交通安全対策、また、堆積土砂の撤去等を含め、適切な維持管理に取り組むことができるよう、社会資本整備総合交付金制度等のメニューの拡大や採択要件の緩和など、その費用に対する国の支援を拡充すること。

【現状と課題】

《現状》

- 三重県が管理する道路、港湾、河川、海岸等の施設については、その多くが高度成長期（河川・海岸施設は昭和34年の伊勢湾台風後）に整備されており、整備後50年が経過するなど老朽化が進行しています。

道路施設では、道路実延長は3,490kmに及び、橋梁が4,009橋、トンネルが119箇所にのぼります。このうち、現在、整備後50年を経過している橋梁の割合は約25%ですが、20年後にはその割合が約67%に急増することになります。また、橋梁のみならず、トンネル、舗装、擁壁等の道路構造物、防災・照明設備や道路情報提供装置等の電気設備についても、多くが老朽化しています。

港湾施設では、津松阪港など19港において、防波堤、岸壁、桟橋、臨港道路等1,785施設を管理し、また、河川管理延長2,337km、海岸線総延長1,088kmに及ぶ中で、水門、防潮扉等700施設や堤防・護岸を管理していますが、その老朽化が進行するとともに、航路や河川等での土砂堆積が進んでいます。

- 緊急対応として、通学路の緊急点検結果を受け、交通安全対策に取り組むとともに、トンネル天井板崩落事故を踏まえ、トンネル等の点検を進めています。
- 県では、例えば橋梁では、平成22年度及び24年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、定期点検と計画的な修繕工事を実施することで、将来的な維持・更新費用の低減に取り組んでいます。舗装でも、路面の劣化状況を把握し、交通量に応じた管理水準を設定して、効率的・効果的な修繕を実施しています。また港湾施設でも、「港湾維持管理計画」を基に点検、補修等を実施しています。

《課題》

- ① 管理施設が増大し、その老朽化が進行する中、緊急対応として、橋梁やトンネル等の点検・修繕や通学路等の交通安全対策、また、堆積土砂の撤去等に取り組むとともに、必要な施設等の維持管理に努めていますが、その費用を施設管理者として確保するものの、非常に厳しい状況にあります。
- ② このため、例えば社会資本整備総合交付金における国道施設（橋梁、トンネル等）の修繕に関する採択要件（1億円以上）を引き下げるなど、事業着手ができる環境整備が必要です。また、水門の機械設備について、点検状況に応じ、調査・設計のうえ修繕を実施するには、必要な時期に所要の財源確保が求められ、こうした費用に対する国の支援が必要です。

県担当課名 道路管理課 流域管理課 河川・砂防課 港湾・海岸課

関係法令等 地域自主戦略交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

管理施設の増大とその老朽化が進行する中、国の支援拡充を！



22 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、早期完成に最大限努めること。
- 2 川上ダムは、国の治水政策の転換に基づき「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっている。これに伴い増加する費用（建設関連費、検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息）は、国において負担する措置を講ずること。

【現状と課題】

《現状》

- 川上ダムは、検証の対象となっていることから、本体工事の準備工事となる転流工事が完了しているものの、新たな段階となる本体工事に進めない状況となっています。
- 平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成27年度までと位置づけられていますが、検証により本体工事が着手できない状況の中、工期内の完成は困難となっています。

《課題》

〔治水〕

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域（木津川上流地域）の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。
- ② 昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では平成24年の台風17号の接近時に、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

〔利水〕

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 検証により完成工期が延伸する場合には、建設関連費、水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩み、利水者負担も増大することから、検証を速やかに終える必要があります。

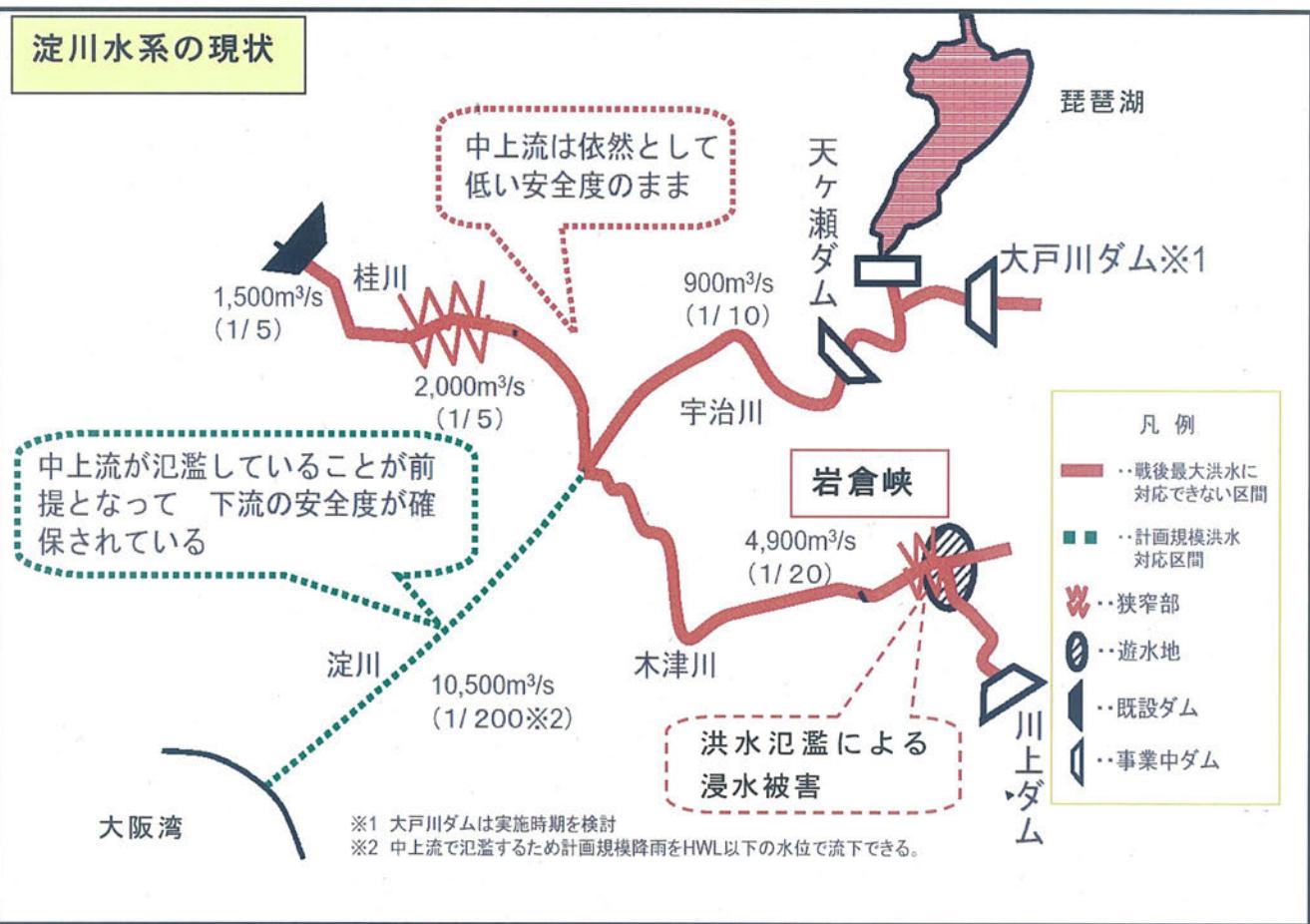
県担当課名 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課 環境生活部 大気・水環境課

県土整備部 河川・砂防課 企業庁 水道事業課

関係法令等 河川法 水資源開発促進法 水資源機構法

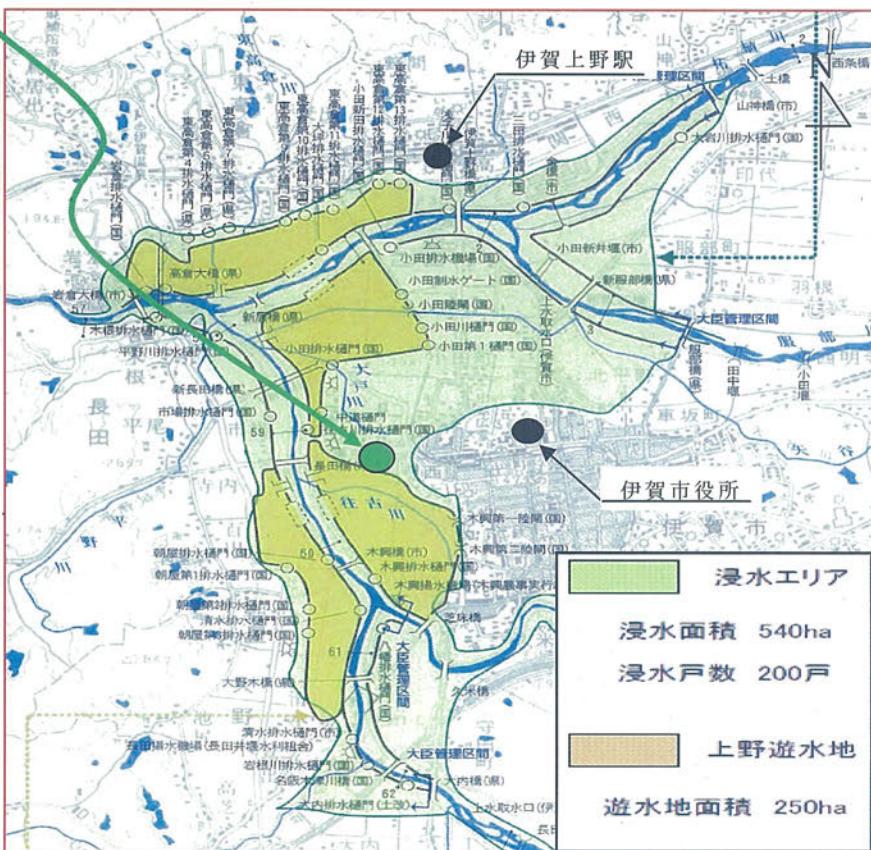
淀川水系の治水安全度の現状

淀川水系の現状



S28

浸水実績図及び浸水状況（昭和28年台風13号）



2 3 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 リニア中央新幹線は、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートである三重・奈良ルートとすること。
- 3 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置に設置すべきであり、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【現状と課題】

《現状》

- JR東海は、リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については、平成23年に公表した「計画段階環境配慮書」において、概略のルートや駅位置を示し、環境影響評価を進めています。
- 現在のJR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成57年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」での活動を中心に、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」においても、その一員として、連携・協力して、全線同時開業に向けた取組を進めています。
- 全線同時開業に向け、本県と同じ中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体との連携を強化するとともに、紀伊半島知事会議や中部圏知事会議においても議論を行い、取組を展開しています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく發揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要です。
- ② リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業は、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。
- ③ 名古屋・大阪間のルートは、整備計画に基づき、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ④ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

県担当課名 交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

【リニア中央新幹線ルート概念図】



【JR東海の計画】

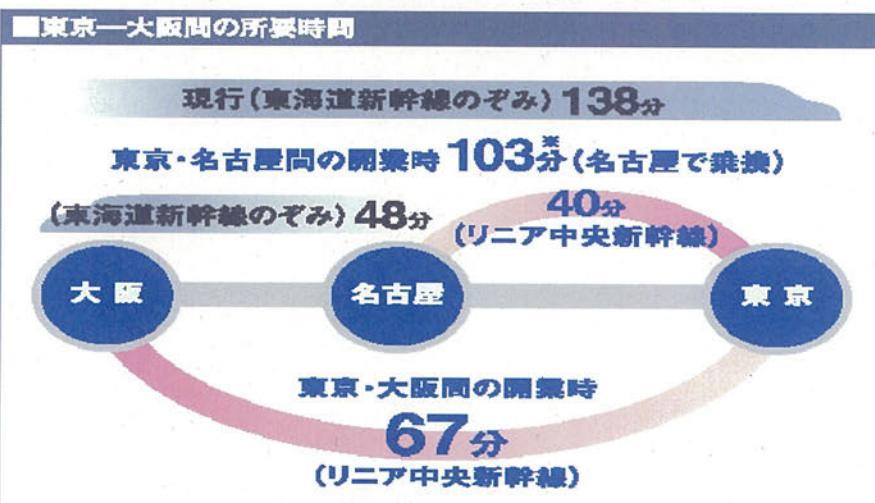
2014年度(平成26年度) 東京・名古屋間工事着工

2027年(平成39年)
名古屋開業

2045年(平成57年)
大阪開業

18年後

【東京・大阪間の所要時間】



2 4 四日市港の老朽化対策等による港湾機能の維持・増強への支援の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 港湾施設の維持補修に対する支援の充実を図ること。
 - ・港湾改修事業（統合補助）の国費率の引き上げ（1/3→1/2）及び適債条件の緩和を行うこと。
 - ・航路・泊地の維持浚渫について財政支援制度の創設（補助制度創設、直轄施工、適債条件の緩和）を行うこと。
 - ・長寿命化計画策定事業の期間延伸（平成24年度まで→平成29年度まで）及び補助対象施設の拡充を行うこと。
 - ・国有施設（岸壁・防波堤）の維持補修を直轄施工で行うこと。
- 2 背後地の人命・財産を守るために海岸保全施設の整備に対する支援の充実を図ること。
 - ・耐震化対策を行う海岸事業の国費率の引き上げ（1/2→2/3）を行うこと。
 - ・海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策を行う民間企業に対する支援制度を創設すること。
- 3 港湾施設の機能を高度化するために必要な施設の整備に対する補助制度の拡充を図ること。（第3セクター等→第3セクター等+民間の共同出資会社）

【現状と課題】

《現状》

- 四日市港は、中部地域を中心とする背後圏の産業を支える国際拠点港湾として、物流機能を維持する重要な役割を担っており、災害時においても、緊急物資等の輸送ネットワークを担う県内最重要の港湾となっています。
- また、四日市港の海岸保全施設は、臨海部に広がる日本有数の石油化学コンビナート群やその背後の市街地を防護しており、四日市港は背後地の住民の安全・安心を確保する上でも重要な役割を担っています。そのため、四日市港管理組合が管理している海岸保全施設のうち、耐震化が必要な施設については、順次耐震化整備を進めているところです。
- 現在、四日市港では、老朽化した倉庫や各地に分散した小規模倉庫を集約して物流の効率化とコスト低減を図るために、霞ヶ浦地区北ふ頭W80コンテナターミナルに隣接する港湾関連用地において、民間事業者が共同で新たに大型物流センターの整備に向けた検討を進めているところです。

《課題》

- ① 設計上の耐用年数を過ぎ、老朽化が著しい港湾施設については、物流機能を維持するための施設の維持補修を順次行っていく必要があります。
現在、適切な維持工事の実施による施設の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの縮減に努めていますが、それでもなお、多額の費用を要することから、本組合だけでは財源の確保が困難なため、整備が進んでいません。今後とも、施設の維持補修を円滑に進めていくためには、さらなる財政支援が必要です。
- ② 海岸保全施設の耐震化整備も進めていますが、財源の確保が困難なため事業進捗が遅く、事業の推進には、さらなる財政支援が必要です。
また、民間企業が管理している海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策については、整備を行う民間企業の負担があまりにも大きいため施設の耐震化が進んでいません。
- ③ 新物流センターの建設・運営を行う民間の共同出資会社が支援制度を利用できない場合、資金繰りが厳しく経営が安定しないため、倉庫の賃料を引き上げざるを得ず、最終的に荷主の物流コストに跳ね返ることになります。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法 海岸法 社会資本整備総合交付金交付要綱

港湾施設の維持補修

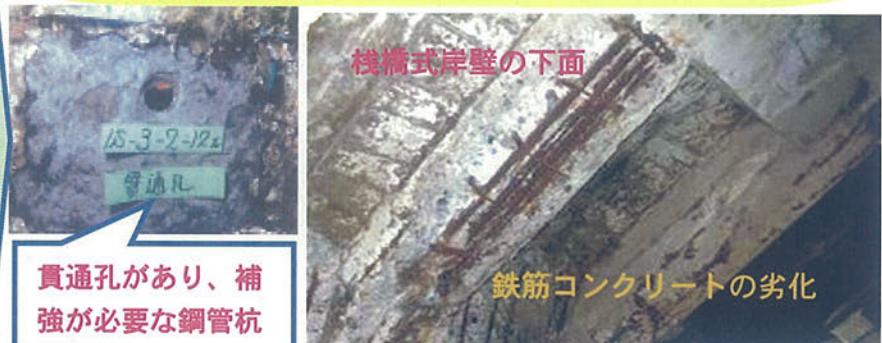
港湾改修事業（統合補助）の国費率の引き上げ及び適債条件の緩和を行うこと。

航路・泊地の維持浚渫について財政支援制度の創設を行うこと。
長寿命化計画事業の期間延伸及び補助対象施設の拡充を行うこと。
国有施設の維持補修（岸壁・防波堤）を直轄施工で行うこと。

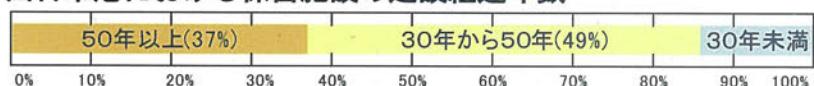
港湾施設の維持補修に対する
財政支援の充実

<課題>

- ・施設の老朽化による港湾機能の低下と維持コストの増大
- ・定期的に発生する航路・泊地の維持浚渫の実施費用の確保



◎四日市港における係留施設の建設経過年数



海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策

耐震化対策を行う海岸事業の国費率の引き上げを行うこと。

耐震化整備を行う民間企業への支援制度を創設すること。

海岸保全施設の整備に対する
支援の充実

<課題>

- ・耐震化整備の事業進捗が遅い
- ・民間企業の負担が大きすぎる



新物流センター整備への支援

民間の共同出資会社にも補助対象を拡大すること。

港湾機能高度化施設整備事業費補助金による支援

<課題>

- ・民間の共同出資会社では補助制度を利用できない
- ・施設整備費用に比して補助額が少ない



2 5 海岸漂着物対策の推進

(環境省、総務省)

【提言・提案事項】制度・予算

- 1 伊勢湾は閉鎖性の内湾であり、河川を経由して流出したごみ等が海岸に多量に漂着することから、その回収・処理に要する経費に係る財政支援措置を創設し、十分な財源を確保すること。
- 2 海岸漂着物を削減するには、河川におけるごみの清掃や散乱防止対策など、流域圏での発生抑制対策が重要であることから、その経費に係る財政支援措置を創設すること。
また、海岸漂着物対策を実施していくには、県境を越えた広域的な協議のほか、地域ごとの実状に応じた検討が重要であることから、これら検討会の運営等に係る財政支援措置を創設すること。
- 3 伊勢湾の海岸漂着物は、大部分がその流域圏から発生したものであるため、効果的な対策に向け、流域の東海三県一市が連携して取り組んでいる伊勢湾をモデルとして、原因究明や実態把握等の調査を実施すること。

【現状と課題】

《現状》

- 伊勢湾は閉鎖性の内湾であることから、流域の河川を経由して流出したごみ等が湾内の海岸、特に湾口部の離島などに大量に漂着しており、本来の美しい海岸景観だけでなく、自然環境や漁業にも影響を及ぼしています。
年間の漂着量は、三重県側だけでも約8千トンと推定されており、海岸管理者やボランティア団体が清掃を行っても、短期間でまた元に戻る状況です。
- 伊勢湾流域圏の東海三県一市では、海岸漂着物の効率的な発生抑制対策を実施するため、海岸漂着物対策検討会を設置して、情報共有や河川の上下流の連携による対策を進めています。
また、県内でも地域ごとに検討会を設置して、関係者が地域の実状に応じた対策を実施することとしています。

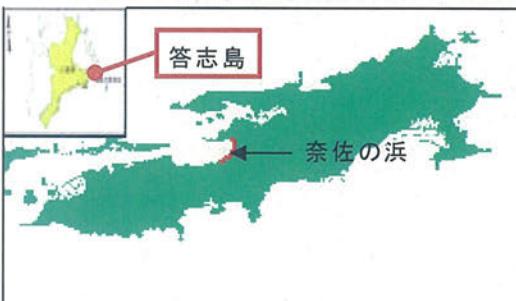
《課題》

- ① 三重県では平成23年度に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、伊勢湾内の海岸を重点区域に定め、回収・処理等を進めていますが、地域グリーンニューディール基金が平成23年度で終了したことから、これと同等の財政支援措置の創設及び市町が行う処理費に係る特別交付税措置等が必要です。
- ② 海岸漂着物対策は、ボランティア活動等による流域圏の河川清掃や散乱防止対策により、ごみが海に流出する前に回収することが効果的であることから、県境を越えた河川の上下流や各地域で連携した対策を進める必要があり、その実施に係る経費及び関係者の検討会運営費用等に対する財政支援措置の創設が必要です。
- ③ 東海三県一市では、海岸漂着物対策に連携して取り組んでいるところですが、海岸漂着物等の発生原因や実態等については不明確な点も多く、効果的な対策を推進するには伊勢湾におけるこれらの調査の実施が必要です。

県担当課名 大気・水環境課

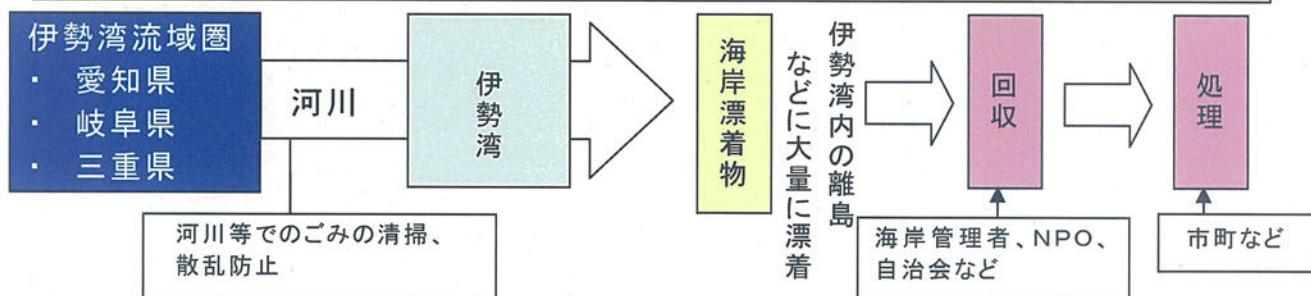
関係法令等 海岸漂着物処理推進法

三重県(答志島)における海岸漂着物の現状



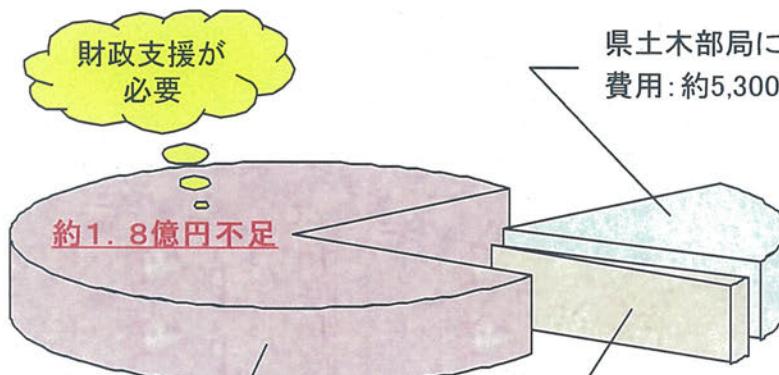
流木や灌木に混じってペットボトル等の生活ごみや大型フロート等が漂着。離島であることから、回収・処理に大きな負担が生じる。

海岸漂着物の発生から回収・処理に至る流れ



海岸漂着物の回収・処理に要する費用

約2.4億円^{※1}



※1 伊勢湾沿岸(三重県内)に漂着するごみ(年間約8千トン)を全量処理するために必要な経費(全量を一般廃棄物とし、収集・処分費用を3万円/tとした。)

※2 回収・処理費用は平成24年度本県予算額(伊勢湾外含む)